

稲沢市障害者計画
(平成27年度～平成35年度)
第4期稲沢市障害福祉計画
(平成27年度～平成29年度)



© 稲沢市 いなッピー

平成 27 年 3 月

稲 沢 市

はじめに

近年、高齢化、核家族化が進む中で、福祉ニーズはますます多様化しており、障害のある人もない人も、互いに支えあい、地域で生きいきと明るく豊かに暮らして行ける地域づくりが求められています。こうした中、障害者基本法の一部改正や障害者虐待防止法の施行、障害者総合支援法の施行、障害者差別解消法の制定など、障害のある人をめぐる環境は大きく変化しています。



本市では、障害のある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるまちを目指し、「稲沢市障害者計画・障害福祉計画」を平成19年3月に策定し、今日まで障害者福祉に関する施策を推進してまいりました。

本市が持つ新たな課題や社会情勢の変化に対応した障害者施策を総合的かつ計画的に推進していくため、稲沢市障害者計画、第3期稲沢市障害福祉計画を継承し、今後の障害福祉施策の方向性や障害福祉サービスの見込み量、その提供体制の確保について定め、この度「稲沢市障害者計画・第4期稲沢市障害福祉計画」を策定いたしました。

この計画に掲げた目標と具体的な施策を積極的に推進することにより、『誰もがともに人格と個性を尊重し、支え合うまち』の実現に努めてまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご協議いただきました「稲沢市障害者計画等策定委員会」及び「稲沢市地域自立支援協議会」の委員の皆様、また、アンケート調査にご協力いただきました皆様をはじめ、関係者の方々に深くお礼申し上げます。

平成27年3月

稲沢市長 大野 紀明

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 第4期障害福祉計画策定にあたっての留意点	4
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制等	5
第2章 障害のある人を取り巻く状況	6
1 障害のある人の状況	6
2 障害福祉サービス等の状況	8
3 障害のある人の就労状況	14
4 特別支援学校等の就学状況	15
5 アンケート調査結果	15
第3章 計画の基本的な考え方	36
1 基本理念	36
2 基本的視点	36
3 基本目標	37
4 施策の体系	38
第4章 施策の推進	39
1 障害のある人を支える地域づくり	39
2 保健・医療の充実	43
3 保育・教育の充実	46
4 生きがいのある暮らしのための支援	49
5 地域で自立した暮らしを支援する基盤づくり	53
6 安全・安心に暮らせるまちづくり	58
第5章 サービス見込量と見込量確保のための方策	61
1 平成29年度の目標値	61
2 障害福祉サービス及び相談支援	62
3 地域生活支援事業	68
第6章 計画の推進	76
1 計画の推進	76
2 庁内関連機関の連携	77
3 関連機関の連携	77

4 計画の達成状況の点検及び評価	77
------------------------	----

資料編	78
-----------	----

1 稲沢市障害者計画等策定委員会設置要綱	78
2 稲沢市障害者計画等策定委員会委員名簿	80
3 策定経過	81
4 用語解説	83

1 計画策定の趣旨

近年、障害の重度化と高齢化が進む中で、福祉ニーズはますます複雑多様化しており、私たちを取り巻く社会生活において、すべての障害のある人が地域で安心して生活できる住みやすいまちづくりが求められています。

国においては、平成 23 年 8 月、「障害者基本法*の一部を改正する法律」が公布され、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するとの目的規定の見直し、障害者の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。

平成 24 年 3 月には、障害者自立支援法*の改正案が閣議決定され、新たに「地域社会における共生の実現」を基本理念に掲げた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法*）が平成 25 年 4 月に施行（一部は 26 年 4 月施行）されました。これにより“制度の谷間”にあった難病により生活上の支援が必要な人もサービス受給の対象となりました。

さらに平成 25 年 9 月には、「障害者基本計画（第 3 次）」が閣議決定され、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため取り組むべき障害者施策の基本的な方向が示されました。

本市においては、平成 19 年 3 月に「稲沢市障害者計画・障害福祉計画」を策定しており、また、「障害福祉計画」においては障害者総合支援法に基づき、市町村におけるサービス種類ごとの必要量の見込みと見込み量確保のための計画として「第 3 期稲沢市障害福祉計画（平成 24 年度～平成 26 年度）」として見直しを行っています。

今回、「稲沢市障害者計画・障害福祉計画」の計画期間の終了を受け、障害者基本法の改正や、障害者総合支援法創設などの障害者を取り巻く社会情勢の変化に対応するとともに、より具体的で実効性のある施策を実施していくために、新たに「稲沢市障害者計画・第 4 期稲沢市障害福祉計画」を策定するものです。

【参考 障害者施策にかかわる主な関連法令の動向】

	関連法令	概要
平成 17 年	・発達障害者支援法の施行	・発達障害の定義づけ
平成 18 年	・改正障害者雇用促進法の施行 ・障害者自立支援法の施行 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	・雇用対策の強化、助成の拡大等 ・福祉サービス体系の再編 ・総合的なバリアフリー*化の推進等の規定
平成 19 年	・改正障害者基本法の施行	・市町村障害者計画の義務化
平成 21 年	・改正障害者雇用促進法の施行	・障害者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなど
平成 22 年	・障害者自立支援法等の一部改正	・利用者負担や障害者の範囲及び障害程度区分の見直しなど
平成 23 年	・障害者基本法の改正 ・障害者虐待防止法の成立	・目的規定や障害者の定義の見直しなど ・障害者の虐待の防止に係る国等の責務、障害者虐待の早期発見の努力義務を規定
平成 24 年	・障害者総合支援法の成立	・障害者自立支援法の改正、難病の追加等
平成 25 年	・障害者総合支援法の施行 ・障害者差別解消法の成立 ・障害者優先調達推進法の施行	・障害者自立支援法の廃止に伴う障害者の範囲の見直しや障害支援区分の創設など ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や措置等を規定 ・障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を規定

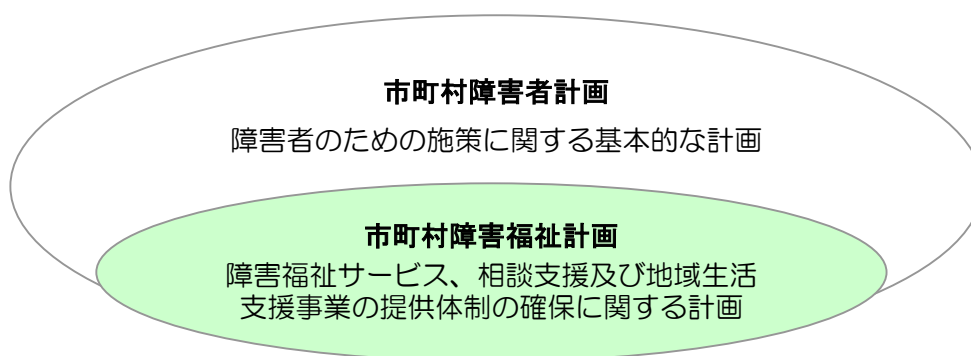
2 計画の位置づけ

「稲沢市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、市の障害者施策のマスタープラン（基本計画）としての機能を果たす計画です。

「稲沢市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、本市における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保のための方策を定める計画です。

	障害者計画	障害福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (平成23年8月5日一部改正法施行)	障害者総合支援法 (平成25年4月1日施行)
性 格	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の福祉に関する施策および障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（障害者基本法第11条） ・長期的な見通しに立って効果的な障害者施策の展開を図る計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「障害者基本計画」を基本とした稲沢市総合計画の部門計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画のうち、障害福祉サービス分野の実施計画

■ 障害者計画と障害福祉計画の一体性の確保



【参考 障害者基本法・障害者総合支援法条文】

障害者基本法第11条第3項

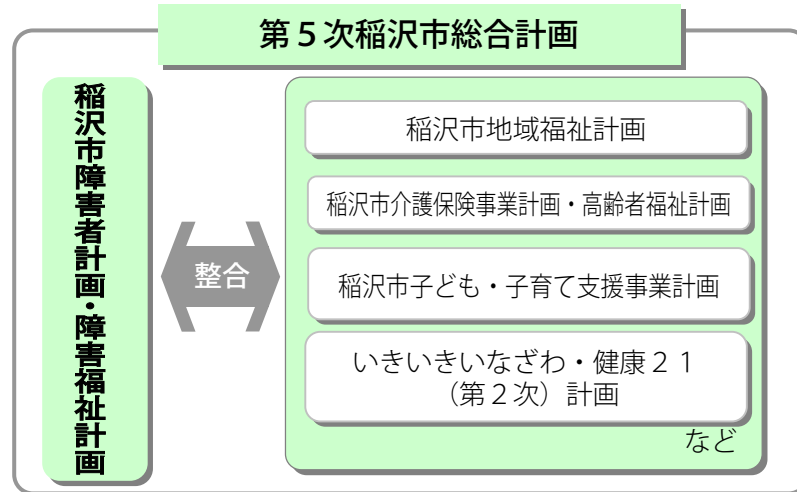
市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

また、本計画は、「第5次稲沢市総合計画」の障害者福祉分野の部門別計画として位置づけ、また関連諸計画との整合および連携を図ります。

【 計画の位置づけ 】



3 第4期障害福祉計画策定にあたっての留意点

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年厚生労働省告示第395号:平成26年5月15日改正)に基づき、第4期障害福祉計画策定にあたって留意すべき点を挙げると次のとおりです。

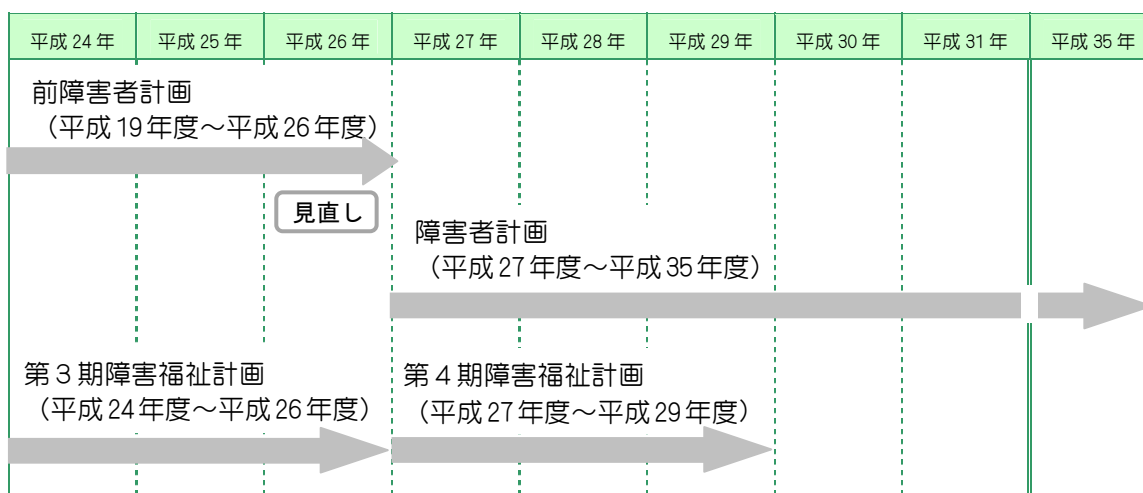
項目	主な内容
①障害者の地域生活の支援のための規定の整備	地域における障害者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点の整備の方向性等を定める。
②相談支援体制の充実・強化に関する規定の整備	計画相談支援の利用者数の増加に向けた更なる体制の整備、地域移行支援及び地域定着支援体制の整備、協議会における関係者の有機的な連携の必要性等を定める。
③障害児支援の体制整備に係る規定の整備	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づいた子ども・子育て支援計画と整合性のある障害児支援の提供体制の確保に関する事項を定める。
④障害福祉計画の作成に係る平成29年度の目標設定	(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行 (2)入院中の精神障害者の地域生活への移行 (3)地域生活拠点等の整備 (4)福祉施設から一般就労*への移行等
⑤障害福祉計画に定めるべき事項について、調査、分析、評価を行うことに関する規定の整備	障害福祉計画における目標等について、少なくとも年に1回は実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえて分析・評価を行い、必要に応じて見直しもする。

4 計画の期間

障害者計画の期間は、平成 27 年度を初年度とし、平成 35 年度までとします。

障害福祉計画は 3 年ごとに策定することとされています。本計画は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で期間とします。

ただし、国、県等の動向を踏まえて関係機関との連携を図り、障害のある人のニーズや社会情勢の変化に対応するため必要に応じて見直しを行います。



5 計画の策定体制等

(1) 「策定委員会」等による計画素案の協議

本市における障害者福祉施策を障害のある人の実情を踏まえて実施するため、障害者福祉に関わる者等で構成する「稲沢市障害者計画等策定委員会」を開催し、障害者計画の内容について協議しました。障害者福祉分野の具体的な施策については、地域自立支援協議会*における「地域生活支援部会」「就労支援部会」で検討を進めました。

(2) アンケート調査によるニーズや課題の把握

計画策定作業にあたり身体障害者手帳*所持者、療育手帳*所持者、精神障害者保健福祉手帳*所持者、その他の市民を対象にアンケート調査を実施し、広くデータや意見を基礎資料として集めました。

1 障害のある人の状況

(1) 身体障害のある人の状況

身体障害者手帳所持者数は、年々増加しており、平成 26 年 4 月 1 日現在で 4,448 人となっています。

等級別では、平成 26 年 4 月 1 日現在で 1 級手帳所持者が 1,297 人（29.2%）と最も多くなっています。

障害種別では、肢体不自由が 2,440 人（54.9%）で最も多く、次に内部障害の 1,376 人（30.9%）となっています。

表 1 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区 分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
1 級	1,188	1,212	1,252	1,296	1,297
2 級	690	675	684	682	672
3 級	966	970	994	1,004	1,021
4 級	937	941	974	997	1,000
5 級	257	251	260	251	249
6 級	207	199	201	205	209
計	4,245	4,248	4,365	4,435	4,448

資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

※身体障害者手帳は、1 級から 6 級まであり、1 級・2 級=重度、3 級・4 級=中度、5 級・6 級=軽度となっています。

表 2 障害種別身体障害者手帳所持者数

単位：人

区 分	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体 不自由	内部障害	計
1 級	82	22	1	408	784	1,297
2 級	78	87	4	491	12	672
3 級	31	51	22	649	268	1,021
4 級	21	68	17	582	312	1,000
5 級	40	1	0	208	0	249
6 級	18	89	0	102	0	209
計	270	318	44	2,440	1,376	4,448

資料：福祉課（平成 26 年 4 月 1 日現在）

2 障害福祉サービス等の状況

(1) 障害福祉サービス及び相談支援

① 訪問系サービスの利用状況

訪問系サービスの利用状況についてみると、居宅介護が計画値を下回っていますが、一方で同行援護では、利用時間で増加しています。

表5 訪問系サービスの利用状況（1月当たり）

上段：計画値、下段：実績値

単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	利用時間 (時間)	利用者数 (人)	事業所数 (カ所)	利用時間 (時間)	利用者数 (人)	事業所数 (カ所)	利用時間 (時間)	利用者数 (人)	事業所数 (カ所)
居宅介護	2,755	129	16	3,082	144	18	3,410	159	20
	2,235	112	16	2,172	106	16	2,289	113	16
重度訪問 介護	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	0	0	16	0	0	16	0	0	16
同行援護	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	259	16	8	275	18	8	300	19	8
行動援護	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	44	7	0	49	7	0	36	6	0
重度障害 者等包括 支援	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：福祉課（各年度3月実績、平成26年度については見込値）

※事業所数は市内のカ所数となっています。



② 日中活動系サービスの利用状況

日中活動系サービスの利用状況についてみると、多くのサービスで計画値を上回っています。

表6 日中活動系サービスの利用状況（1月当たり）

上段：計画値、下段：実績値

単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	利用量 (人日)	利用者数 (人)	事業所数 (カ所)	利用量 (人日)	利用者数 (人)	事業所数 (カ所)	利用量 (人日)	利用者数 (人)	事業所数 (カ所)
生活介護	4,004	204	6	4,261	215	8	4,518	228	10
	4,172	210	5	4,362	216	6	4,540	226	8
自立訓練 (機能)	16	1	1	16	1	1	16	1	1
	0	0	0	0	0	0	20	1	0
自立訓練 (生活)	16	1	1	16	1	1	16	1	1
	43	4	0	49	3	0	45	3	0
自立訓練 (宿泊型)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	30	1	0	27	1	0	30	1	0
就労移行支援	313	19	2	384	24	2	544	34	3
	428	26	0	306	18	1	320	18	2
就労継続支援 (A型)	249	12	1	311	15	2	373	18	3
	507	27	0	964	52	3	1,234	64	3
就労継続支援 (B型)	1,272	79	8	1,433	89	9	1,481	92	9
	1,433	88	6	1,974	113	7	2,171	123	8
短期入所	216	29	4	237	33	5	288	40	6
	214	30	5	275	29	5	278	36	5
療養介護	—	10	—	—	10	—	—	10	—
	341	11	0	341	11	0	326	11	0

資料：福祉課（各年度3月実績、平成26年度については見込値）

※事業所数は市内のか所数となっています。

③ 居住系サービスの利用状況

居住系サービスの利用状況についてみると、共同生活援助*（グループホーム*）では、利用者数が増加しています。

表7 居住系サービスの利用状況（1月当たり）

上段：計画値、下段：実績値

単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	利用者数 (人日)	事業所数 (か所)	利用者数 (人日)	事業所数 (か所)	利用者数 (人日)	事業所数 (か所)
共同生活援助 (グループホーム)	45	6	58	7	74	9
	5	3	10	4	58	4
共同生活介護 (ケアホーム)	—	—	—	—	—	—
	45	4	47	3	—	—
施設入所支援	80	2	80	2	80	2
	78	2	78	2	76	2

資料：福祉課（各年度3月実績、平成26年度については見込値）

※事業所数は市内のか所数となっています。

④ 相談支援事業の利用状況

相談支援事業の利用状況についてみると、計画相談支援では、平成25年度で利用者数が急増しています。

表8 相談支援事業（サービス利用計画作成）（1月当たり）

上段：計画値、下段：実績値

単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	利用者数 (人日)	事業所数 (か所)	利用者数 (人日)	事業所数 (か所)	利用者数 (人日)	事業所数 (か所)
計画相談支援	22	2	27	3	27	3
	6	2	56	4	92	4
障害児相談支援	—	—	—	—	—	—
	—	0	3	—	10	4
地域移行支援	4	2	4	3	5	3
	0	1	0	2	0	2
地域定着支援	10	2	11	3	11	3
	0	1	0	2	0	2

資料：福祉課（各年度3月実績、平成26年度については見込値）

※事業所数は市内のか所数となっています。

(3) 地域生活支援事業

地域生活支援事業の実施状況は以下の通りです。

表 10 地域生活支援事業（必須事業）の利用状況

上段：計画値、下段：実績値

事業名		項目	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
1 相談支援事業	(1) 相談支援事業	市内実施か所数 (か所)	3	3	4
		① 障害者相談支援事業	2	4	4
		実利用者数(人)	—	—	—
			700	2,037	2,244
	② 地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
			有	有	有
	(2) 基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	無	有	有
			無	無	無
	(3) 住宅入居等支援事業	実施の有無	無	有	有
			無	無	無
(4) 成年後見制度*利用支援事業	実利用者数(人)	4	4	4	
		1	2	2	
2 コミュニケーション支援事業 (※平成26年度から意思疎通支援 事業へ移行)	「手話通訳者*設置 事業」実設置者 数(人)		0	1	1
			0	0	0
		「手話通訳者・ 要約筆記者*派遣 事業」実利用者数 (人)	8	10	12
		11	12	12	
3 日常生活用具*給付等 事業	(1) 介護・訓練支援用具	給付等件数(件)	6	6	6
			6	5	8
	(2) 自立生活支援用具	給付等件数(件)	19	19	19
			17	29	25
	(3) 在宅療養等支援用具	給付等件数(件)	25	25	25
			40	37	40
	(4) 情報・意思疎通支援用具	給付等件数(件)	17	17	17
			16	27	30
	(5) 排泄管理支援用具	給付等件数(件)	2,007	2,070	2,137
			1,982	2,138	2,300
	(6) 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等件数(件)	3	3	3
			5	5	5

※事業所数は市内のか所数となっています。

上段：計画値、下段：実績値

事業名	項目	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
4 移動支援事業	実利用者数（人）	125	130	135
		121	109	84
	延べ利用時間数 （時間）	17,400	18,100	18,800
		11,238	8,839	6,833
5 地域活動支援センター*	市内実施か所数 （か所）	2	2	3
		3	3	2
	実利用者数（人）	50	60	70
		66	67	68
6 手話奉仕員養成研修事業	修了者数（人）	30	30	30
		25	28	28
7 要約筆記奉仕員養成研修事業	修了者数（人）	5	5	5
		10	20	19
8 日中一時支援事業	実利用者数（人）	95	100	105
		119	132	146
	延べ利用日数 （日）	6,000	6,300	6,600
		4,723	4,042	3,456
	市内実施か所数 （か所）	9	9	9
		8	8	9
9 更生訓練費の支給	実利用者数（人）	13	16	20
		21	24	22
10 自動車運転免許取得費の助成	実利用者数（人）	3	4	5
		1	0	2
11 自動車改造費の助成	実利用者数（人）	8	9	10
		7	7	10
12 訪問入浴サービス	実利用者数（人）	5	5	5
		4	5	5
	延べ利用回数 （回）	180	180	180
		112	140	163
	市内実施か所数 （か所）	1	1	1
		1	1	1
13 生活サポート事業	実利用者数（人）	5	5	5
		4	2	6
	延べ利用時間数 （時間）	60	60	60
		53.5	28	130

資料：福祉課（平成26年度については見込値）

※事業所数は市内のか所数となっています。

3 障害のある人の就労状況

一般企業における障害のある人の雇用の状況についてみると、ほぼ横ばいとなっています。また、愛知県、全国と比較すると、平成 25 年度の実雇用率は、愛知県より上回っていますが、全国より下回っています。

一宮公共職業安定所に登録している障害のある人数の推移についてみると、就職中の身体障害のある人、精神障害のある人で増加傾向がみられます。

表 11 一般企業における障害のある人の雇用の状況

単位：％

区分	ハローワーク管内		愛知県		全国	
	実雇用率	雇用率達成企業の割合	実雇用率	雇用率達成企業の割合	実雇用率	雇用率達成企業の割合
平成21年度	1.70	46.20	1.57	43.10	1.63	45.50
平成22年度	1.73	47.00	1.63	44.80	1.68	47.00
平成23年度	1.61	48.00	1.59	42.80	1.65	45.30
平成24年度	1.63	46.90	1.61	43.80	1.69	46.80
平成25年度	1.71	46.20	1.68	40.60	1.76	42.70

資料：ハローワーク（各年年度末）

表 12 ハローワークに登録している障害のある人数の推移

単位：人

区分	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度		
	身 体 障 害	知 的 障 害	精 神 障 害	身 体 障 害	知 的 障 害	精 神 障 害	身 体 障 害	知 的 障 害	精 神 障 害	身 体 障 害	知 的 障 害	精 神 障 害	身 体 障 害	知 的 障 害	精 神 障 害
新規求職申込数	206	88	109	210	92	116	221	87	153	227	113	228	217	109	312
就職件数	63	48	43	80	51	41	107	53	93	96	64	104	116	70	191
新規登録者数	124	45	76	131	51	74	117	47	95	107	65	142	99	56	183
有効求職数	339	106	131	389	122	191	351	124	206	410	158	292	282	136	280
就職中の人	992	693	76	1,024	737	80	1,068	738	137	1,097	771	176	1,158	807	298
保留中の人	107	72	30	152	67	26	176	72	84	175	64	87	132	47	61

資料：ハローワーク（各年年度末）

4 特別支援学校等の就学状況

表 13 特別支援学校等の就学状況

単位：人

種別	学校名	所在地	設置者	稲沢市の在学者数			
				小学部	中学部	高等部	計
視覚障害	名古屋盲学校	名古屋市	愛知県	0	1	1	2
聴覚障害	一宮聾学校	一宮市	愛知県	4	3	3	10
知的障害	いなざわ特別支援学校	稲沢市	愛知県	24	23	41	88
	佐織特別支援学校	愛西市	愛知県	0	1	5	6
肢体不自由	一宮特別支援学校	一宮市	愛知県	3	5	4	12
計				31	33	54	118

平成 26 年 4 月 1 日現在

5 アンケート調査結果

(1) 調査概要

① 調査の目的

稲沢市障害者計画・障害福祉計画の策定の基礎資料として、調査を実施するものです。

② 調査対象

市内在住の身体障害者手帳所持者 1,249 人、療育手帳所持者 400 人、精神障害者保健福祉手帳所持者 400 人、20 歳以上の障害のない人 1,034 人を無作為抽出

③ 調査期間

平成 26 年 8 月 18 日から平成 26 年 9 月 1 日まで

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
身体障害のある人	1,249 通	780 通	748 通	59.9%
知的障害のある人	400 通	213 通	204 通	51.0%
精神障害のある人	400 通	233 通	217 通	54.3%
障害のない人	1,034 通	478 通	476 通	46.0%

(2) 調査結果

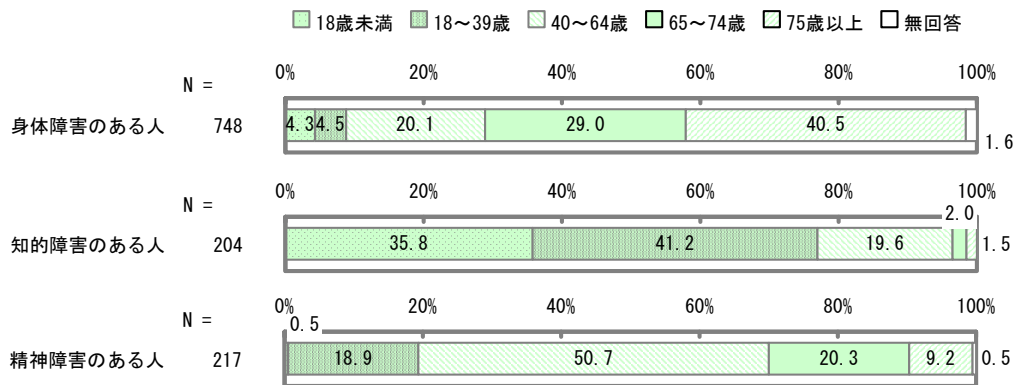
※ グラフのNは有効回答数を示しています。

① 年齢

身体障害のある人では、「75歳以上」の割合が40.5%と最も高く、次いで「65～74歳」の割合が29.0%、「40～64歳」の割合が20.1%となっています。

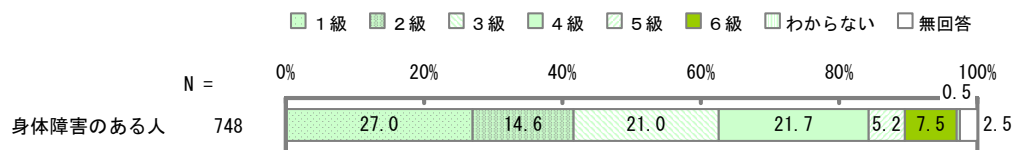
知的障害のある人では、「18～39歳」の割合が41.2%と最も高く、次いで「18歳未満」の割合が35.8%、「40～64歳」の割合が19.6%となっています。

精神障害のある人では、「40～64歳」の割合が50.7%と最も高く、次いで「65～74歳」の割合が20.3%、「18～39歳」の割合が18.9%となっています。



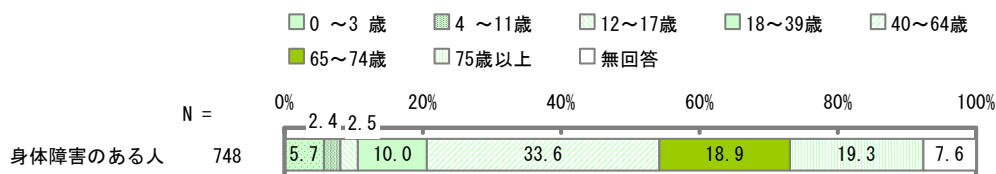
② 身体障害者手帳の等級

身体障害のある人では、「1級」の割合が27.0%と最も高く、次いで「4級」の割合が21.7%、「3級」の割合が21.0%となっています。



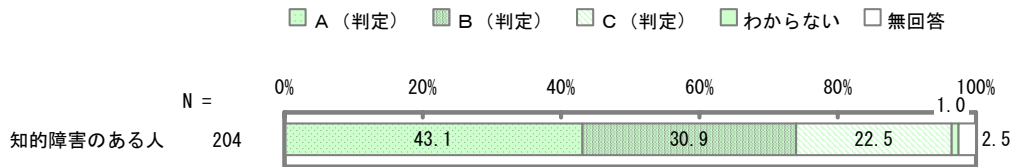
③ はじめて身体障害者手帳の交付を受けた年齢

身体障害のある人では、「40～64歳」の割合が33.6%と最も高く、次いで「75歳以上」の割合が19.3%、「65～74歳」の割合が18.9%となっています。



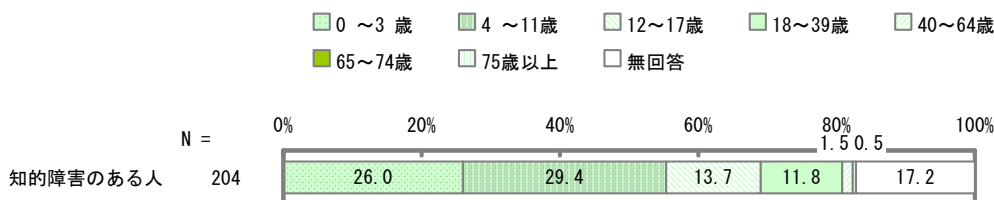
④ 療育手帳の判定

知的障害のある人では、「A（判定）」の割合が43.1%と最も高く、次いで「B（判定）」の割合が30.9%、「C（判定）」の割合が22.5%となっています。



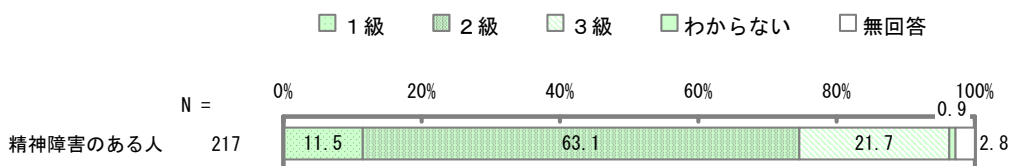
⑤ はじめて療育手帳の交付を受けた年齢

知的障害のある人では、「4～11歳」の割合が29.4%と最も高く、次いで「0～3歳」の割合が26.0%、「12～17歳」の割合が13.7%となっています。



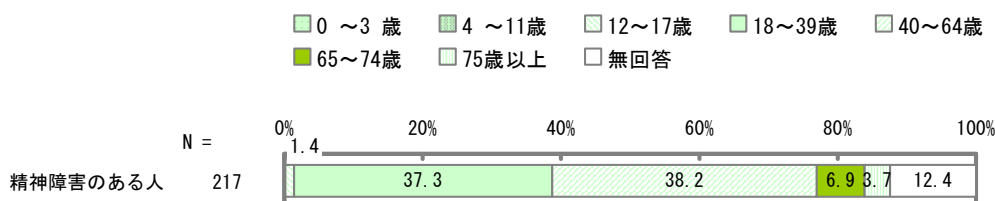
⑥ 精神障害者保健福祉手帳の等級

精神障害のある人では、「2級」の割合が63.1%と最も高く、次いで「3級」の割合が21.7%、「1級」の割合が11.5%となっています。



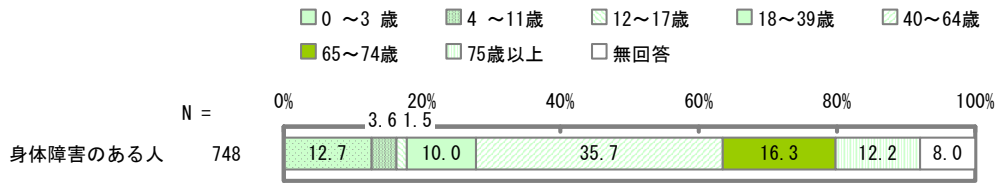
⑦ はじめて精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた年齢

精神障害のある人では、「40～64歳」の割合が38.2%と最も高く、次いで「18～39歳」の割合が37.3%となっています。



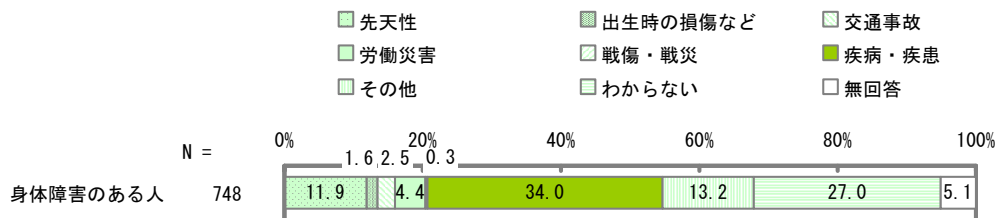
⑧ 障害が発生した年齢

身体障害のある人では、「40～64 歳」の割合が 35.7%と最も高く、次いで「65～74 歳」の割合が 16.3%、「0～3 歳」の割合が 12.7%となっています。



⑨ 障害が発生した原因

身体障害のある人では、「疾病・疾患」の割合が 34.0%と最も高く、次いで「わからない」の割合が 27.0%、「先天性」の割合が 11.9%となっています。



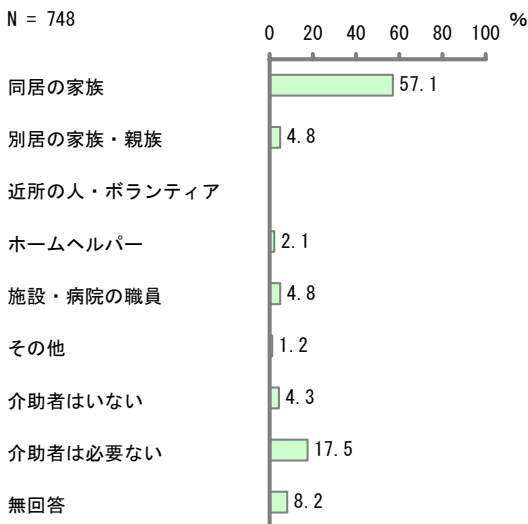
⑩ 主に介助・手助けする人

身体障害のある人では、「同居の家族」の割合が 57.1%と最も高く、次いで「介助者は必要ない」の割合が 17.5%となっています。

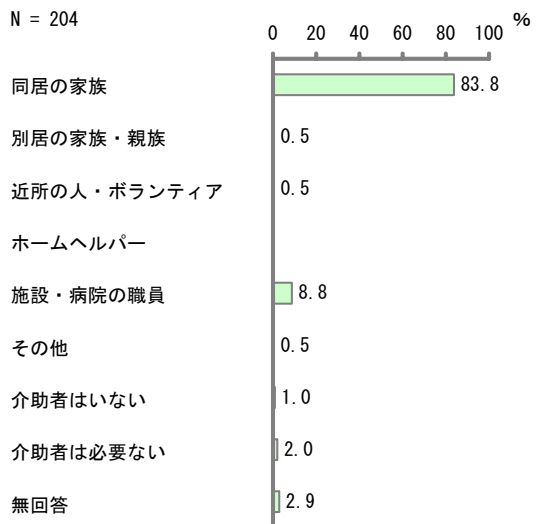
知的障害のある人では、「同居の家族」の割合が 83.8%と最も高くなっています。

精神障害のある人では、「同居の家族」の割合が 68.7%と最も高く、次いで「施設・病院の職員」の割合が 12.9%となっています。

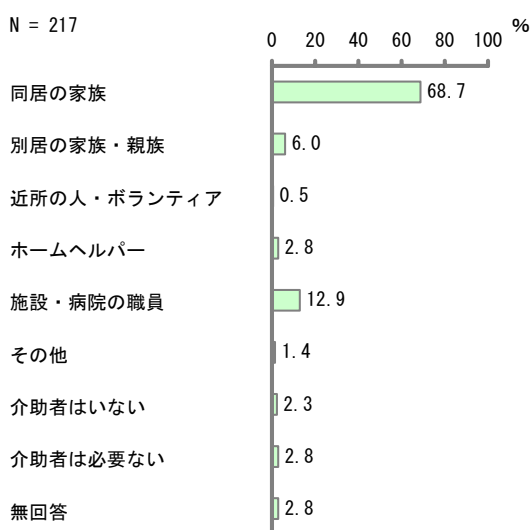
【身体障害のある人】



【知的障害のある人】



【精神障害のある人】

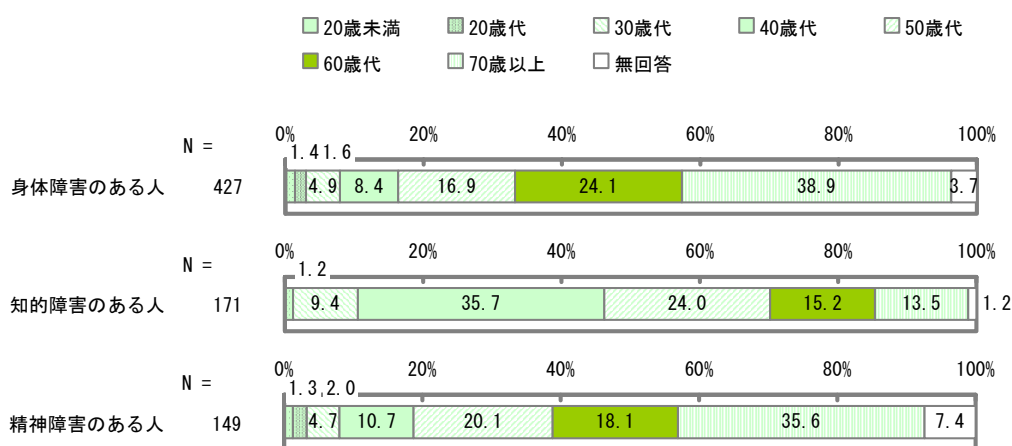


⑪ 同居の家族で主に介助する人の年齢

身体障害のある人では、「70歳以上」の割合が38.9%と最も高く、次いで「60歳代」の割合が24.1%、「50歳代」の割合が16.9%となっています。

知的障害のある人では、「40歳代」の割合が35.7%と最も高く、次いで「50歳代」の割合が24.0%、「60歳代」の割合が15.2%となっています。

精神障害のある人では、「70歳以上」の割合が35.6%と最も高く、次いで「50歳代」の割合が20.1%、「60歳代」の割合が18.1%となっています。



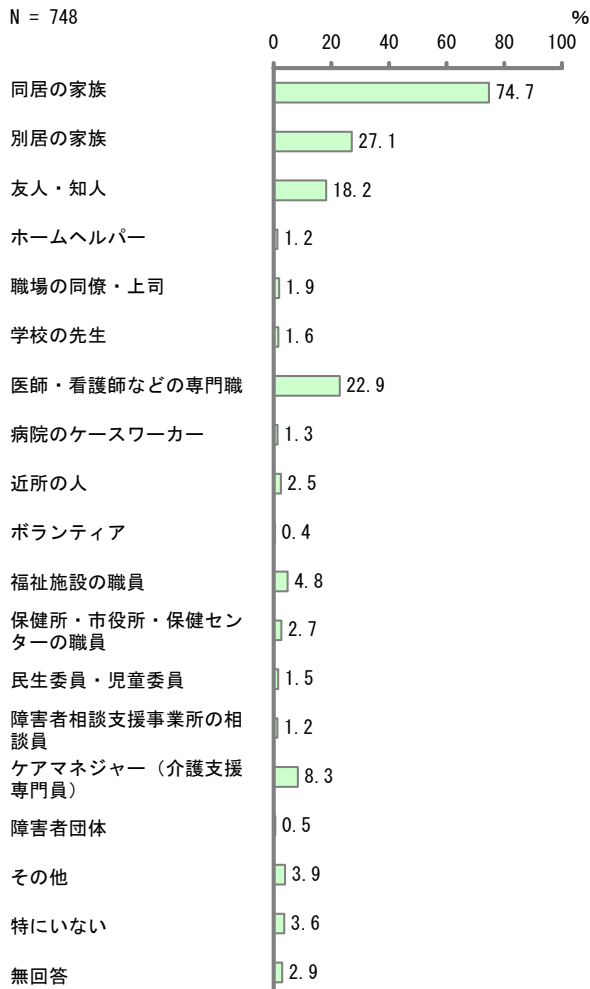
⑫ 困った時に主に相談する相手または場所

身体障害のある人では、「同居の家族」の割合が 74.7%と最も高く、次いで「別居の家族」の割合が 27.1%、「医師・看護師などの専門職」の割合が 22.9%となっています。

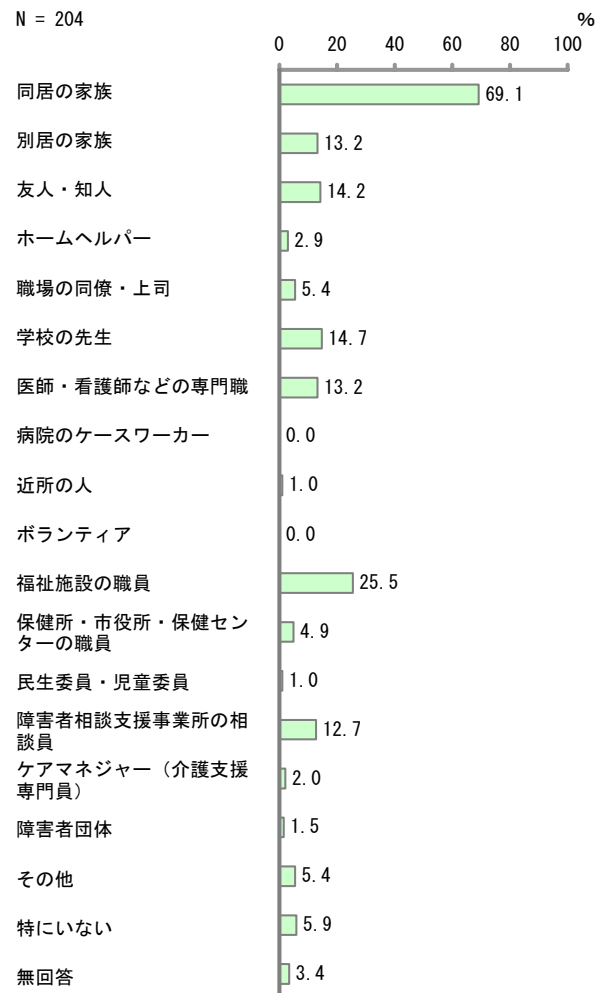
知的障害のある人では、「同居の家族」の割合が 69.1%と最も高く、次いで「福祉施設の職員」の割合が 25.5%、「学校の先生」の割合が 14.7%となっています。

精神障害のある人では、「同居の家族」の割合が 63.6%と最も高く、次いで「医師・看護師などの専門職」の割合が 29.0%、「別居の家族」の割合が 16.6%となっています。

【身体障害のある人】

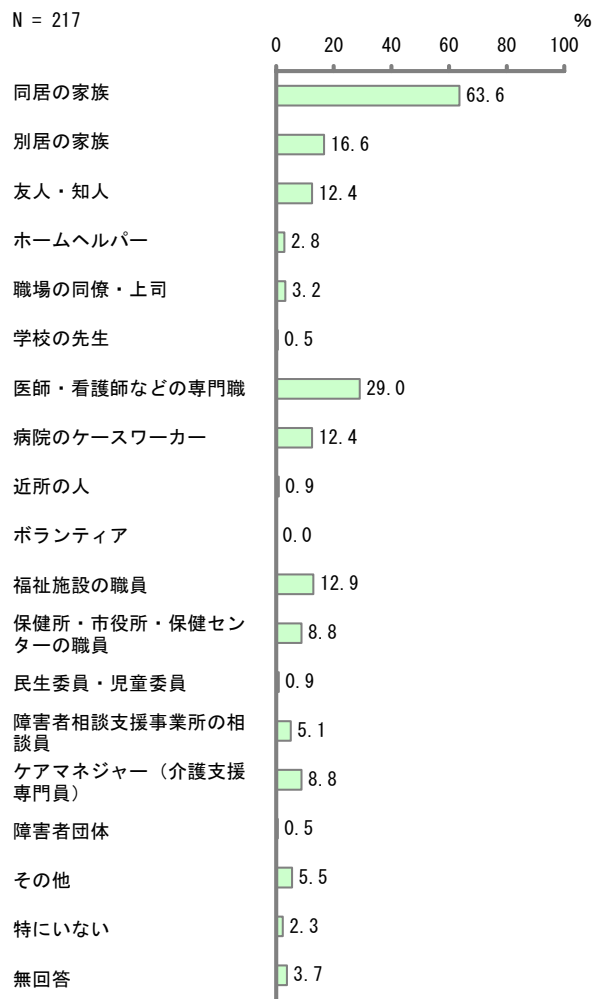


【知的障害のある人】



【精神障害のある人】

N = 217

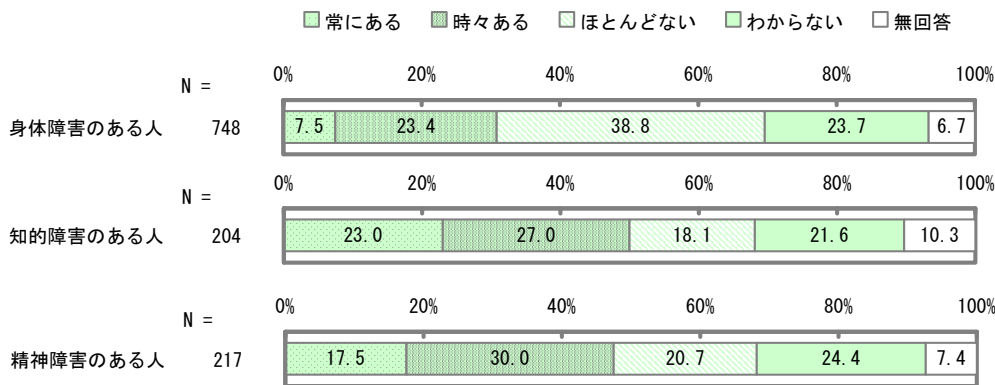


⑬ 日常生活の中で障害や障害のある人について理解されていないと感じること

身体障害のある人では、「ほとんどない」の割合が 38.8%と最も高く、次いで「わからない」の割合が 23.7%、「時々ある」の割合が 23.4%となっています。

知的障害のある人では、「時々ある」の割合が 27.0%と最も高く、次いで「常にある」の割合が 23.0%、「わからない」の割合が 21.6%となっています。

精神障害のある人では、「時々ある」の割合が 30.0%と最も高く、次いで「わからない」の割合が 24.4%、「ほとんどない」の割合が 20.7%となっています。

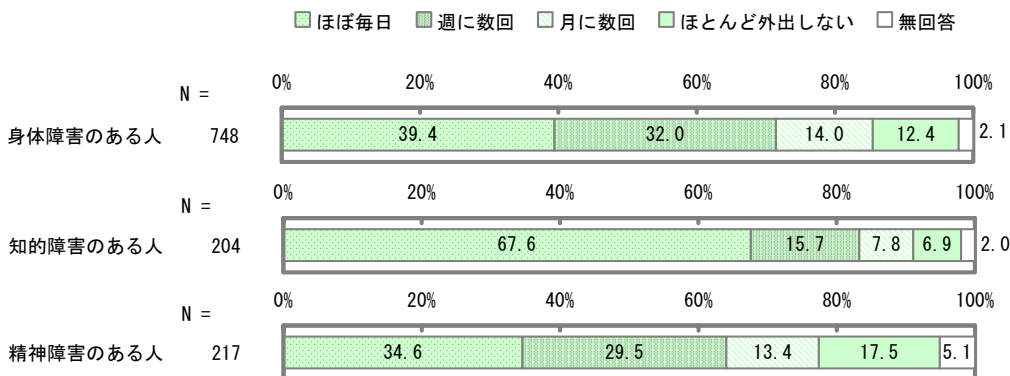


⑭ 外出の頻度

身体障害のある人では、「ほぼ毎日」の割合が 39.4%と最も高く、次いで「週に数回」の割合が 32.0%、「月に数回」の割合が 14.0%となっています。

知的障害のある人では、「ほぼ毎日」の割合が 67.6%と最も高く、次いで「週に数回」の割合が 15.7%となっています。

精神障害のある人では、「ほぼ毎日」の割合が 34.6%と最も高く、次いで「週に数回」の割合が 29.5%、「ほとんど外出しない」の割合が 17.5%となっています。



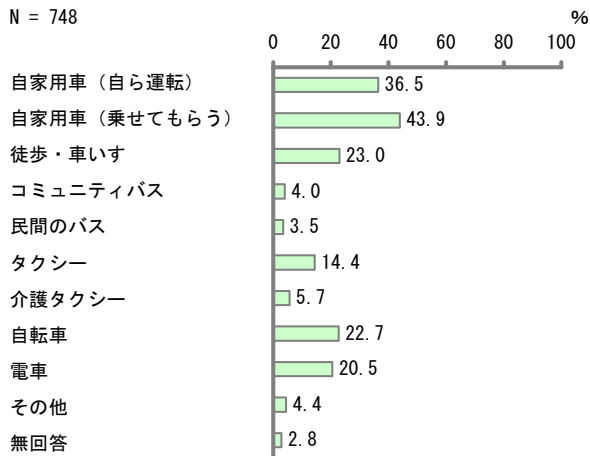
⑮ 外出に利用する主な移動手段

身体障害のある人では、「自家用車（乗せてもらう）」の割合が43.9%と最も高く、次いで「自家用車（自ら運転）」の割合が36.5%、「徒歩・車いす」の割合が23.0%となっています。

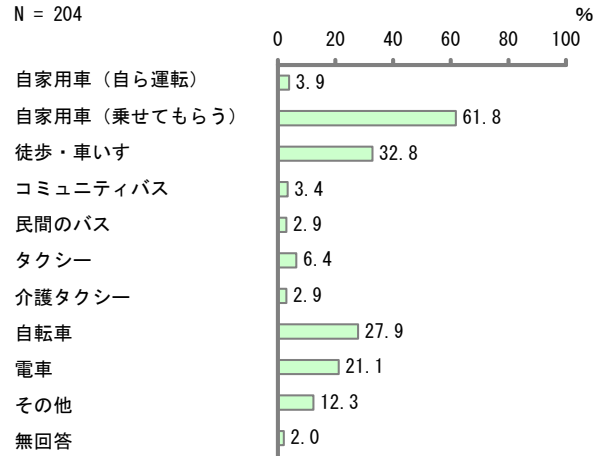
知的障害のある人では、「自家用車（乗せてもらう）」の割合が61.8%と最も高く、次いで「徒歩・車いす」の割合が32.8%、「自転車」の割合が27.9%となっています。

精神障害のある人では、「自家用車（乗せてもらう）」の割合が38.7%と最も高く、次いで「自転車」の割合が33.6%、「徒歩・車いす」の割合が24.9%となっています。

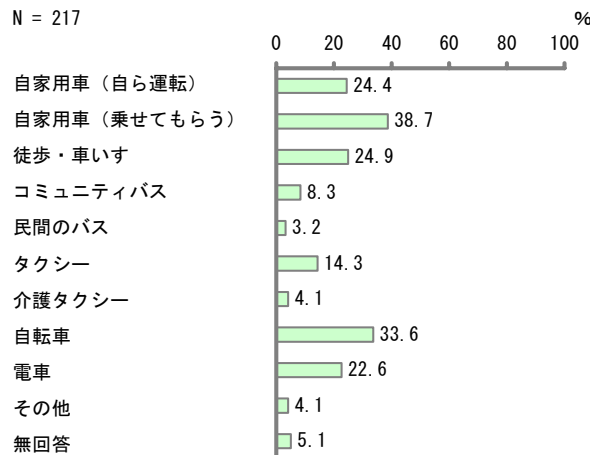
【身体障害のある人】



【知的障害のある人】



【精神障害のある人】



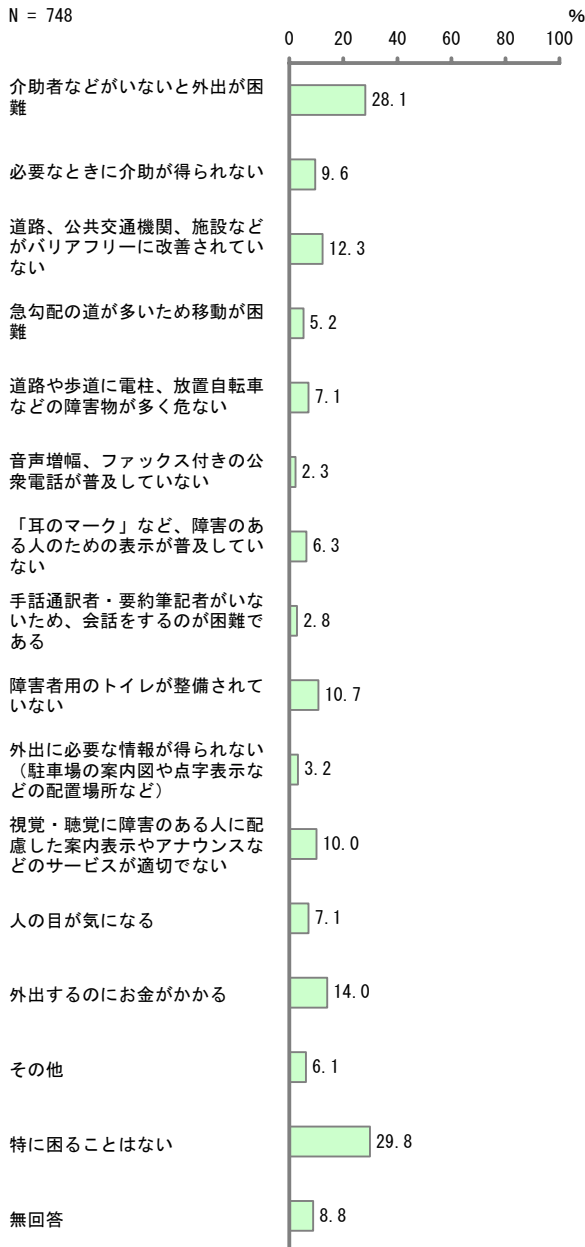
⑯ 外出のうえで困ること

身体障害のある人では、「特に困ることはない」の割合が 29.8%と最も高く、次いで「介助者などがいないと外出が困難」の割合が 28.1%、「外出するのにお金がかかる」の割合が 14.0%となっています。

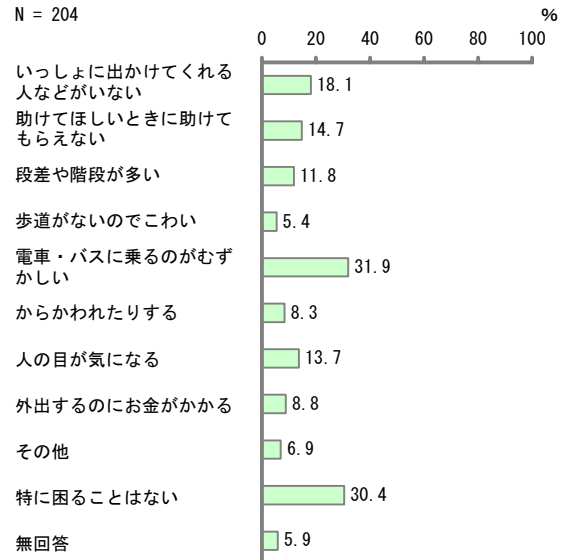
知的障害のある人では、「電車・バスに乗るのがむずかしい」の割合が 31.9%と最も高く、次いで「特に困ることはない」の割合が 30.4%、「いっしょに出かけてくれる人などがいない」の割合が 18.1%となっています。

精神障害のある人では、「特に困ることはない」の割合が 26.3%と最も高く、次いで「人の目が気になる」、「外出するのにお金がかかる」の割合が 24.9%となっています。

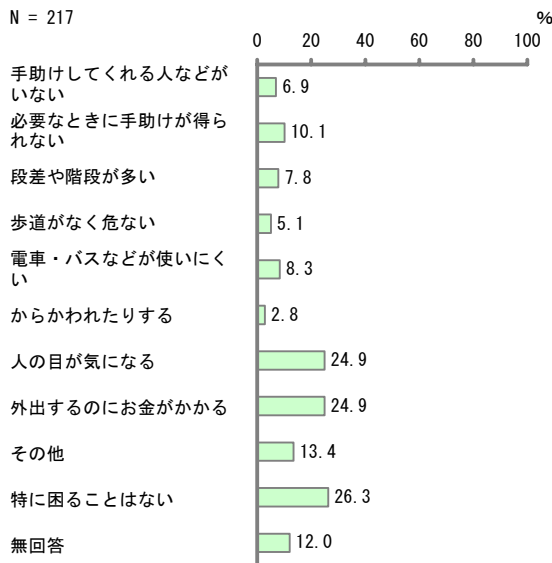
【身体障害のある人】



【知的障害のある人】



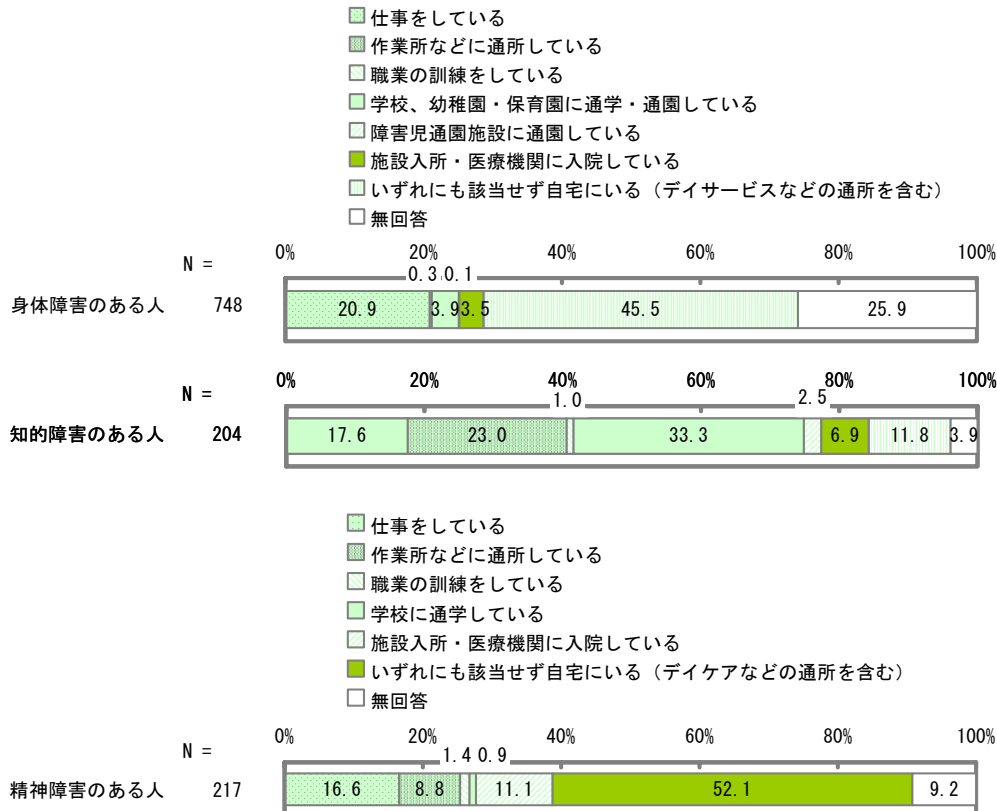
【精神障害のある人】



⑰ 就労もしくは就学状況

身体障害のある人では、「いずれにも該当せず自宅にいる（デイサービスなどの通所を含む）」の割合が 45.5%と最も高く、次いで「仕事をしている」の割合が 20.9%となっています。

知的障害のある人では、「学校、幼稚園・保育園に通学・通園している」の割合が 33.3%と最も高く、次いで「作業所などに通所している」の割合が 23.0%、「仕事をしている」の割合が 17.6%となっています。



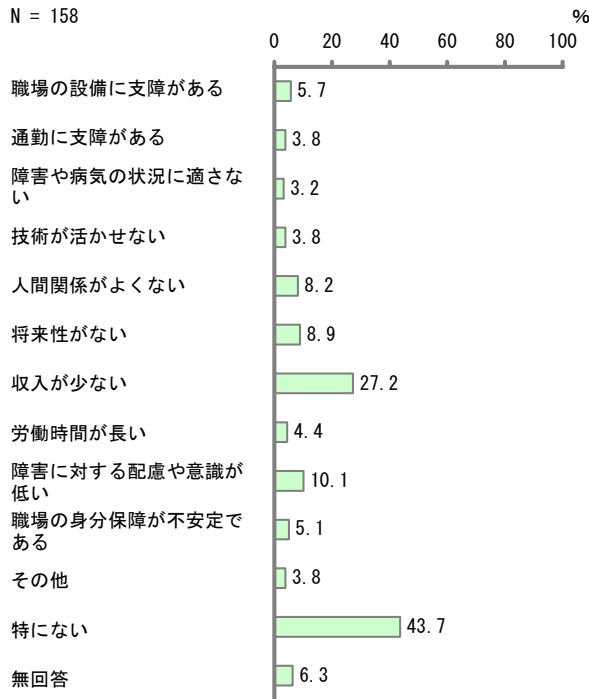
⑱ 現在の仕事についての不安や不満

身体障害のある人では、「特にない」の割合が 43.7%と最も高く、次いで「収入が少ない」の割合が 27.2%、「障害に対する配慮や意識が低い」の割合が 10.1%となっています。

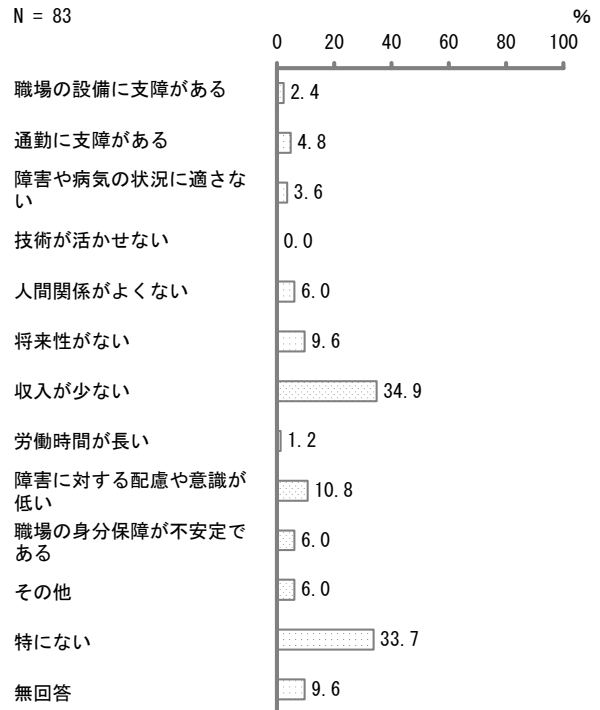
知的障害のある人では、「収入が少ない」の割合が 34.9%と最も高く、次いで「特にない」の割合が 33.7%、「障害に対する配慮や意識が低い」の割合が 10.8%となっています。

精神障害のある人では、「収入が少ない」の割合が 47.3%と最も高く、次いで「特にない」の割合が 25.5%、「将来性がない」の割合が 20.0%となっています。

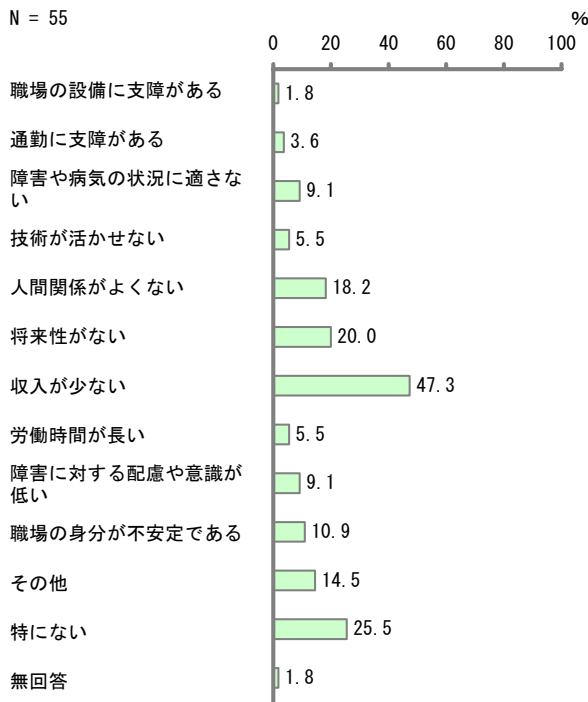
【身体障害のある人】



【知的障害のある人】



【精神障害のある人】

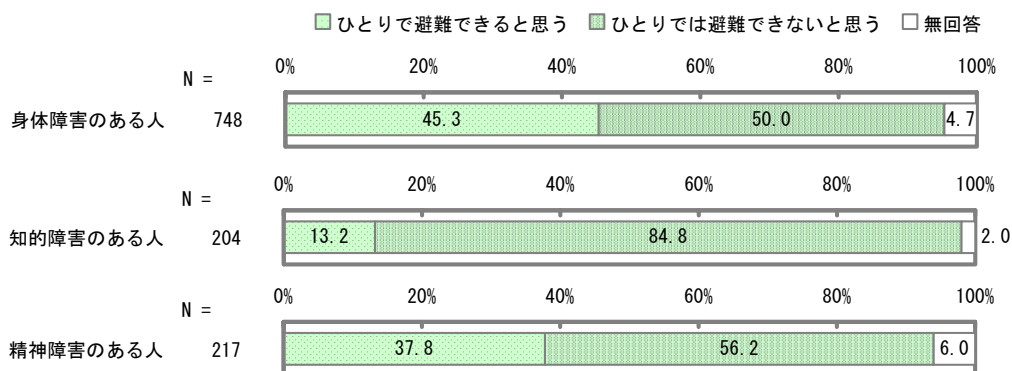


⑨ 災害など緊急事態の避難の可否

身体障害のある人では、「ひとりで避難できると思う」の割合が 45.3%、「ひとりで避難できないと思う」の割合が 50.0%となっています。

知的障害のある人では、「ひとりで避難できないと思う」の割合が 84.8%、「ひとりで避難できると思う」の割合が 13.2%となっています。

精神障害のある人では、「ひとりで避難できると思う」の割合が 37.8%、「ひとりで避難できないと思う」の割合が 56.2%となっています。

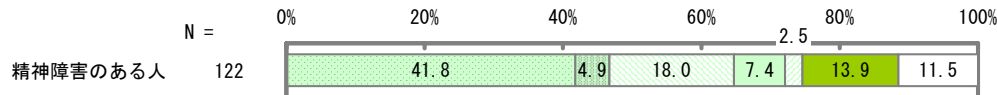
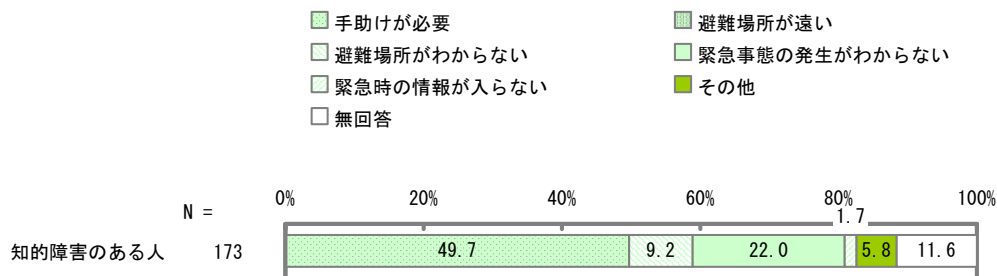
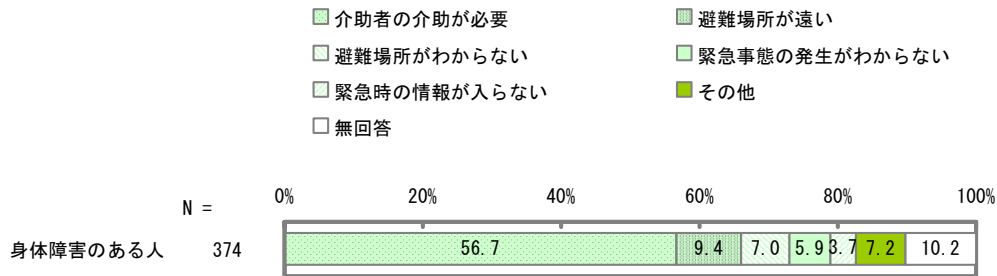


⑳ ひとりでは避難できないと思う理由

身体障害のある人では、「介助者の介助が必要」の割合が 56.7%と最も高くなっています。

知的障害のある人では、「手助けが必要」の割合が 49.7%と最も高く、次いで「緊急事態の発生がわからない」の割合が 22.0%となっています。

精神障害のある人では、「手助けが必要」の割合が 41.8%と最も高く、次いで「避難場所がわからない」の割合が 18.0%となっています。



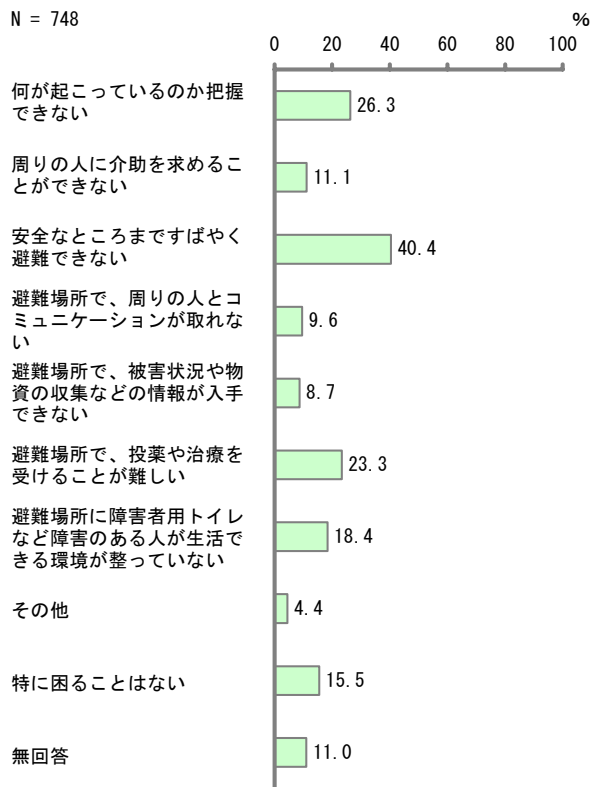
Ⅱ 緊急事態対応で困ると思うこと

身体障害のある人では、「安全なところまですばやく避難できない」の割合が40.4%と最も高く、次いで「何が起きているのか把握できない」の割合が26.3%、「避難場所で、投薬や治療を受けることが難しい」の割合が23.3%となっています。

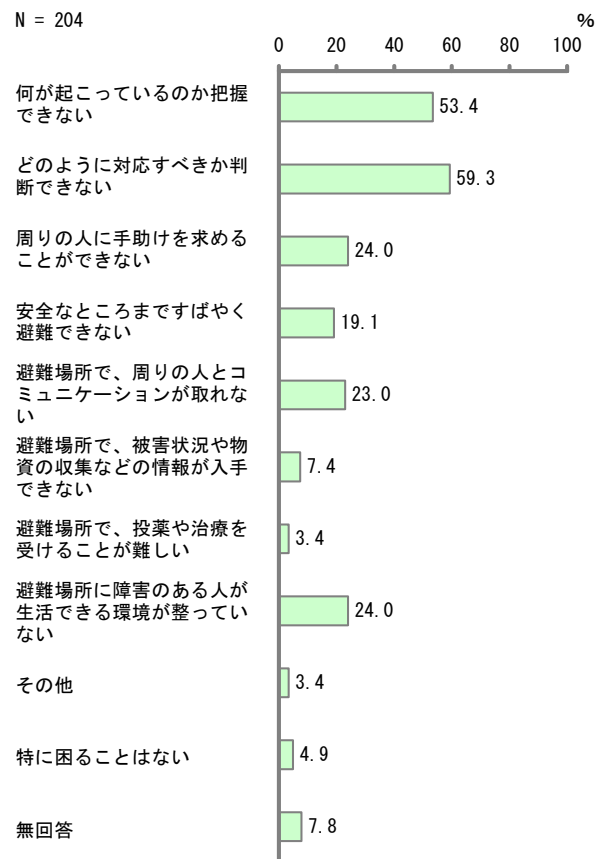
知的障害のある人では、「どのように対応すべきか判断できない」の割合が59.3%と最も高く、次いで「何が起きているのか把握できない」の割合が53.4%、「周りの人に手助けを求めることができない」、「避難場所に障害のある人が生活できる環境が整っていない」の割合が24.0%となっています。

精神障害のある人では、「どのように対応すべきか判断できない」の割合が38.7%と最も高く、次いで「避難場所で、投薬や治療を受けることが難しい」の割合が28.6%、「何が起きているのか把握できない」の割合が26.3%となっています。

【身体障害のある人】

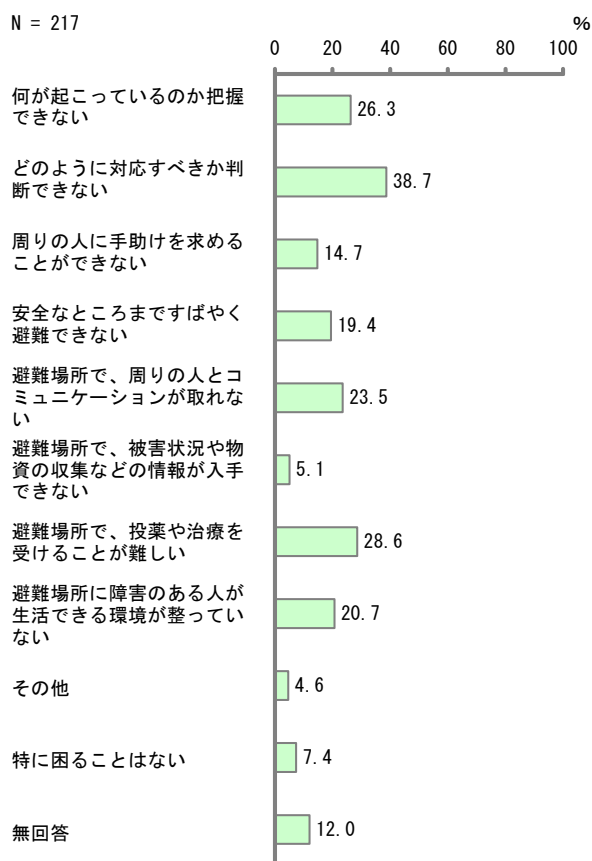


【知的障害のある人】



【精神障害のある人】

N = 217

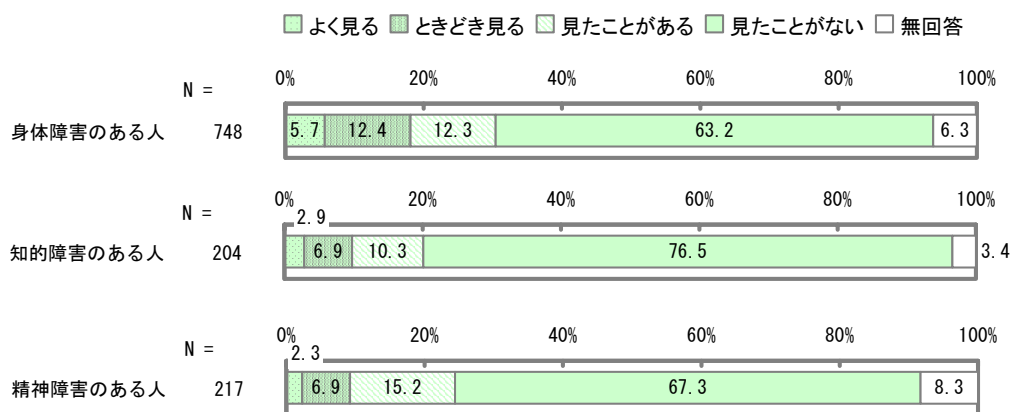


Ⅱ 稲沢市のホームページ利用度

身体障害のある人では、「見たことがない」の割合が 63.2%と最も高く、次いで「ときどき見る」の割合が 12.4%、「見たことがある」の割合が 12.3%となっています。

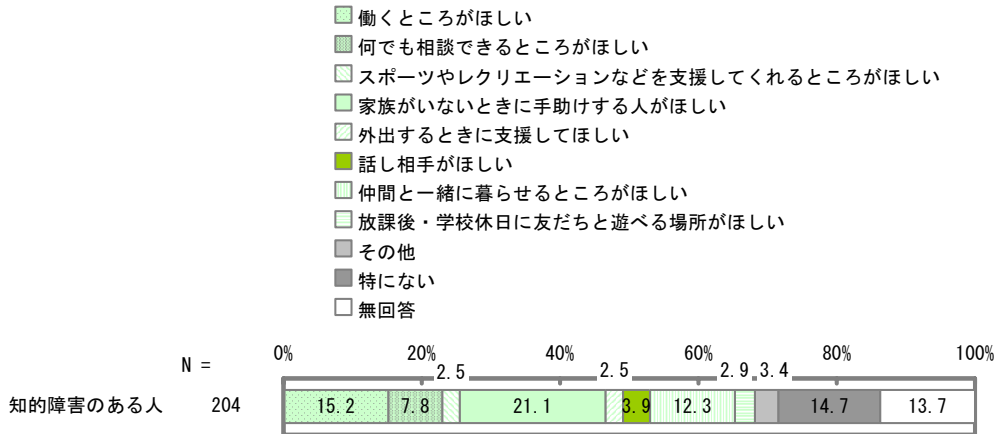
知的障害のある人では、「見たことがない」の割合が 76.5%と最も高く、次いで「見たことがある」の割合が 10.3%となっています。

精神障害のある人では、「見たことがない」の割合が 67.3%と最も高く、次いで「見たことがある」の割合が 15.2%となっています。



生活するうえでの要望

知的障害のある人では、「家族がいないときに手助けする人がほしい」の割合が21.1%と最も高く、次いで「働くところがほしい」の割合が15.2%、「特にない」の割合が14.7%となっています。

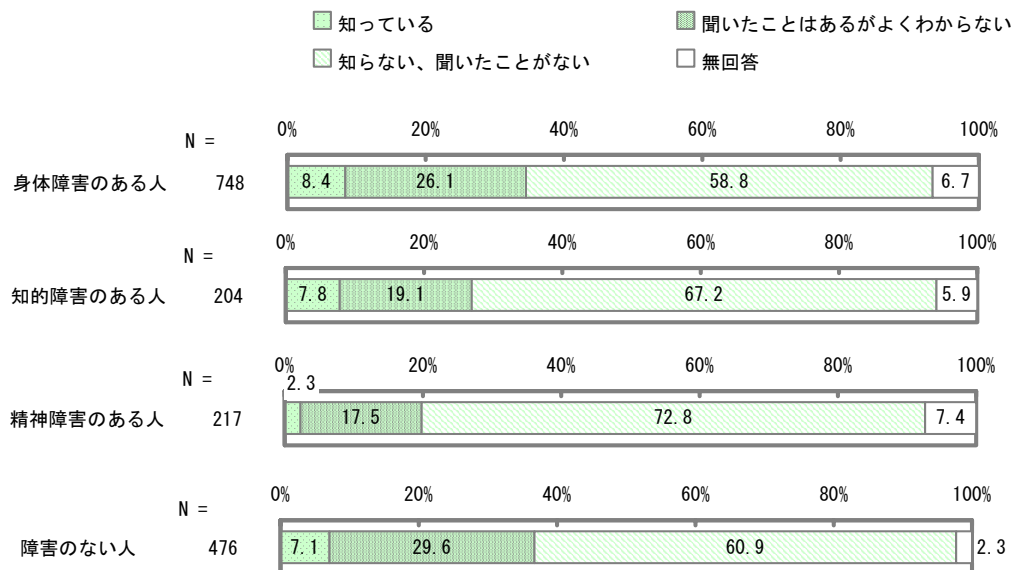


障害者差別解消法の認知度

身体障害のある人では、「知らない、聞いたことがない」の割合が58.8%と最も高く、次いで「聞いたことはあるがよくわからない」の割合が26.1%となっています。

知的障害のある人では、「知らない、聞いたことがない」の割合が67.2%と最も高く、次いで「聞いたことはあるがよくわからない」の割合が19.1%となっています。

精神障害のある人では、「知らない、聞いたことがない」の割合が72.8%と最も高く、次いで「聞いたことはあるがよくわからない」の割合が17.5%となっています。

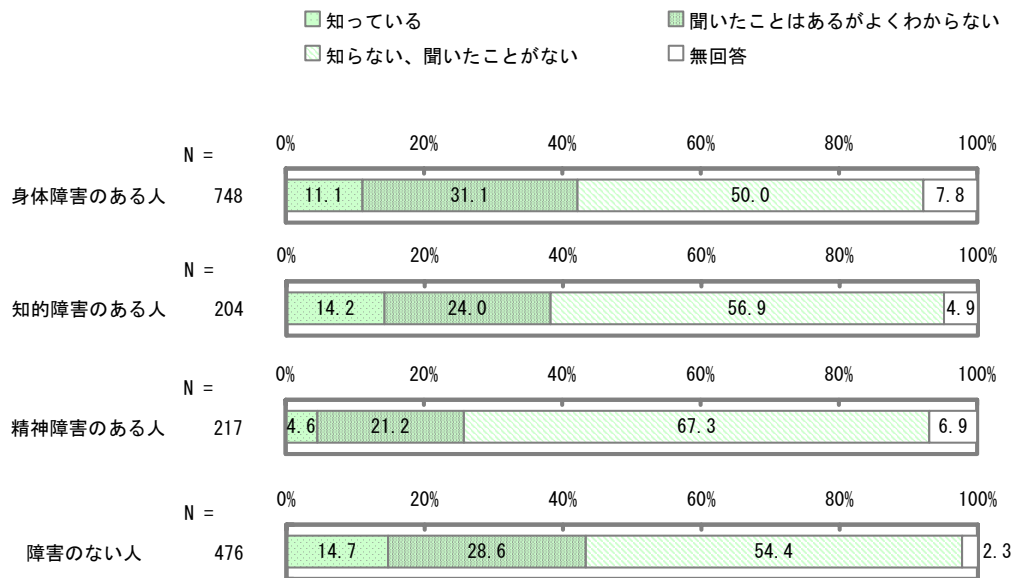


障害者虐待防止法の認知度

身体障害のある人では、「知らない、聞いたことがない」の割合が 50.0%と最も高く、次いで「聞いたことはあるがよくわからない」の割合が 31.1%、「知っている」の割合が 11.1%となっています。

知的障害のある人では、「知らない、聞いたことがない」の割合が 56.9%と最も高く、次いで「聞いたことはあるがよくわからない」の割合が 24.0%、「知っている」の割合が 14.2%となっています。

精神障害のある人では、「知らない、聞いたことがない」の割合が 67.3%と最も高く、次いで「聞いたことはあるがよくわからない」の割合が 21.2%となっています。



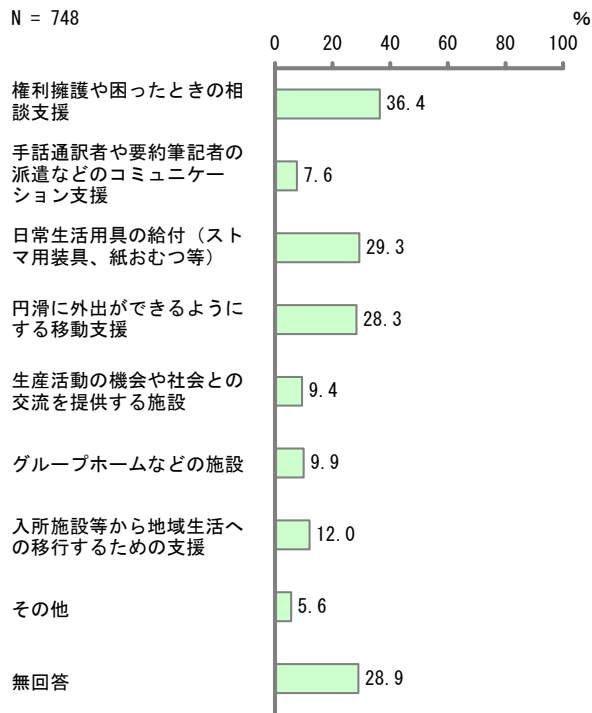
▮ 今後、充実したほうがよいサービス

身体障害のある人では、「権利擁護や困ったときの相談支援」の割合が36.4%と最も高く、次いで「日常生活用具の給付（ストマ用装具、紙おむつ等）」の割合が29.3%、「円滑に外出ができるようにする移動支援」の割合が28.3%となっています。

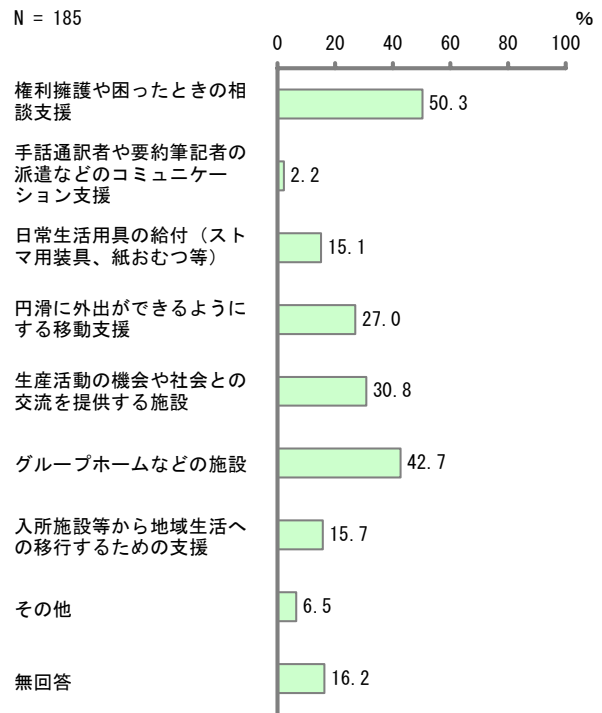
知的障害のある人では、「権利擁護や困ったときの相談支援」の割合が50.3%と最も高く、次いで「グループホームなどの施設」の割合が42.7%、「生産活動の機会や社会との交流を提供する施設」の割合が30.8%となっています。

精神障害のある人では、「権利擁護や困ったときの相談支援」の割合が52.1%と最も高く、次いで「円滑に外出ができるようにする移動支援」の割合が26.7%、「日常生活用具の給付（ストマ用装具、紙おむつ等）」の割合が19.4%となっています。

【身体障害のある人】

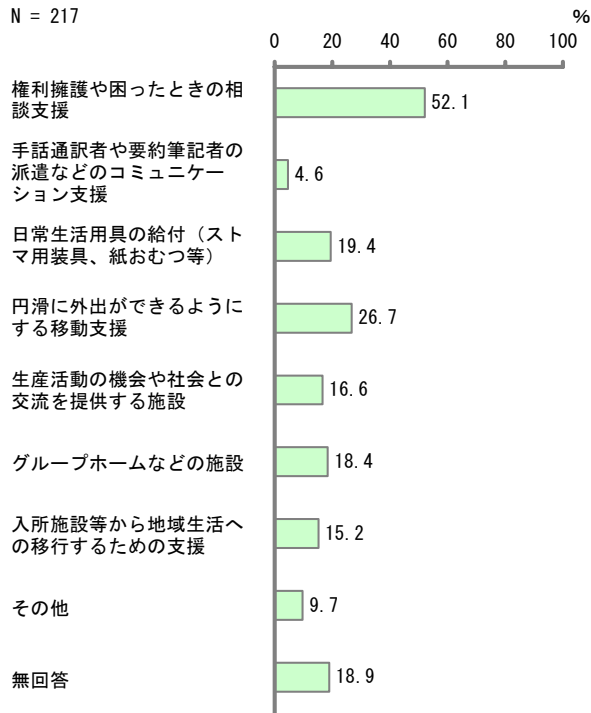


【知的障害のある人】



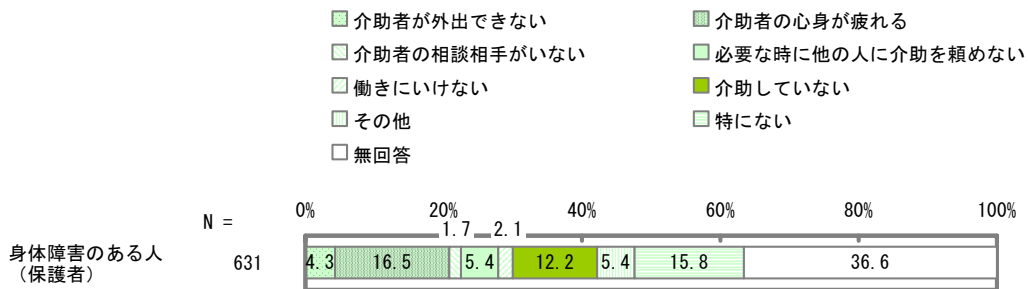
【精神障害のある人】

N = 217



▮ 介助するときに大変だと思うこと（ご家族・保護者回答）

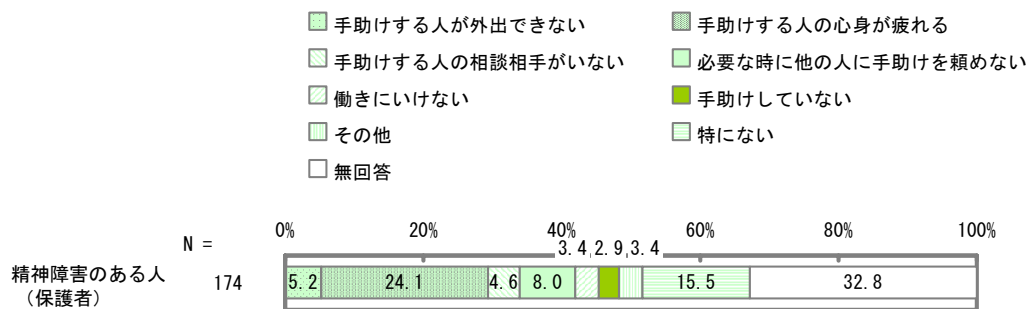
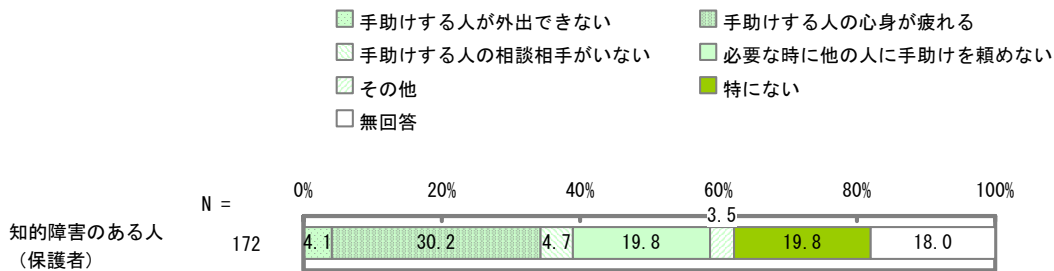
身体障害のある人では、「介助者の心身が疲れる」の割合が 16.5%と最も高く、次いで「特にない」の割合が 15.8%、「介助していない」の割合が 12.2%となっています。



▮ 手助けで大変だと思うこと（ご家族・保護者回答）

知的障害のある人では、「手助けする人の心身が疲れる」の割合が 30.2%と最も高く、次いで「必要な時に他の人に手助けを頼めない」、「特にない」の割合が 19.8%となっています。

精神障害のある人では、「手助けする人の心身が疲れる」の割合が 24.1%と最も高く、次いで「特にない」の割合が 15.5%となっています。



1 基本理念

この計画は、障害者基本法の理念に則り、すべての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）を実現するため、障害のある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるまちを目指し、『誰もがともに人格と個性を尊重し、支え合うまちをめざします』を基本理念とします。

2 基本的視点

基本理念である『誰もがともに人格と個性を尊重し、支え合うまちをめざします』の実現のため、計画全体にわたる横断的考え方として、次の基本的視点を定めます。

①障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障害のある人が、意思決定に必要な支援を受けながら、自らの選択と決定により、自立した生活を送ることができるように、自己決定を尊重する計画とします。

②当事者本位の総合的な支援

障害のある人が、孤立化せず、すべてのライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、切れ目のない支援を行うとともに、障害のある人の自立と社会参加の支援という観点に立った計画とします。

③障害特性等に配慮した支援

性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた障害のある人の個別的な支援の必要性に留意した計画とします。

④アクセシビリティ*の向上

障害のある人の社会参加を促進するため、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進する計画とします。

⑤総合的かつ計画的な取組の推進

障害のある人が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、多くの関係機関や団体などとの適切な連携及び役割分担の下、総合的な施策の展開を図る計画とします。

3 基本目標

基本理念である『誰もがともに人格と個性を尊重し、支え合うまちをめざします』を実現するため、前述の基本的視点を踏まえ、6つの基本目標を定め、網羅的に施策の推進に取り組めます。

1. 障害のある人を支える地域づくり

共生社会の理念の普及を図るとともに、障害や障害のある人に関する市民の理解を深めるための正しい知識の普及・啓発や障害のある人との交流活動や福祉教育を充実します。

2. 保健・医療の充実

障害者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション*等を受けることができるよう提供体制の充実を図ります。また、入院中の精神障害者の退院、地域移行を推進するため、精神障害者が地域で暮らせる環境の整備に取り組めます。

3. 保育・教育の充実

療育体制の充実を図るとともに、インクルーシブ教育*システムの考えを踏まえ、特別支援教育*の充実や地域・学校における支援体制の整備を推進します。

4. 生きがいのある暮らしのための支援

働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である人には福祉的就労*や中間的就労*の場の充実を図り、総合的な支援を推進します。

また、障害の有無に関わらず、社会活動に参画し生きがいのある暮らしを送ることができるよう、円滑に文化芸術活動やスポーツ、レクリエーションを行うことができる環境の更なる整備等を推進します。

5. 地域で自立した暮らしを支援する基盤づくり

今後も、障害の有無にかかわらず市民が地域で安心して暮らすことのできるよう、障害のある人が個人としての尊厳にふさわしい地域生活を営むことができるよう、暮らしにおける様々な支援を進めます。

6. 安全・安心に暮らせるまちづくり

障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害のある人に配慮したまちづくりを推進します。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災対策における高齢者、障害者、乳幼児等に対する措置は一層重要になってきており、地域における防犯・防災対策を推進します。

4 施策の体系

【基本理念】

【基本目標】

【施策】

誰もがともに人格と個性を尊重し、
支え合うまちをめざします

1. 障害のある人を支える地域づくり

(1) 相互理解と交流、啓発の推進

(2) 福祉教育の充実

(3) 地域福祉活動の推進

2. 保健・医療の充実

(1) 障害の発生予防

(2) 早期発見・早期療育体制の確立

(3) 精神保健福祉施策の推進

3. 保育・教育の充実

(1) 障害児保育の充実

(2) 特別支援教育の充実

4. 生きがいのある暮らしのための支援

(1) 就労への支援

(2) 福祉的就労への支援

(3) 社会参加の促進

5. 地域で自立した暮らしを支援する基盤づくり

(1) 地域生活の支援

(2) 生活の場の確保

(3) 包括的な地域支援体制の充実

6. 安全・安心に暮らせるまちづくり

(1) ユニバーサルデザイン*のまちづくり

(2) 防災・防犯体制の充実

1 障害のある人を支える地域づくり

(1) 相互理解と交流、啓発の推進

【現状と課題】

・障害のない人に対して、障害のある人や障害に対する理解を深めることは重要です。アンケート調査の結果から、障害のある人への差別、偏見があると感じる人は、身体障害者で3割、知的障害者と精神障害者では5割に上がっています。一方、障害のない人の調査より障害のある人に対し、偏見があると感じる人は3割で、「ほとんどない」と「わからない」を合わせた割合が6割以上となっています。また、障害のある人に対する理解を深めるために必要なこととして、「マスメディアなどを活用した広報活動の充実」が上がっており、啓発・広報活動の手段の検討も含めてより一層障害に対する理解を深める活動の充実を図る必要があります。

【方向性】

より一層の障害に対する理解を深める活動の充実を図ります。

【具体的取り組み】

取り組み	概要	担当課
各種行事の活用	障害者福祉を広く理解を促進するため、福祉まつりなどの各種行事や幅広い障害福祉関係者との協同により啓発の充実に努めます。	社会福祉協議会 福祉課
広報などを活用した啓発活動の推進	市の「広報いなざわ」やホームページなどを活用し、幅広い啓発活動を進めます。	福祉課
	視覚障害のある人へ、ボランティアグループにより、広報いなざわの紙面から抜粋した記事などを音訳した「声の広報いなざわ」の郵送を行います。ホームページはさらなるアクセシビリティの向上に努めます。	秘書広報課
	社協だより「い〜な」、ボランティア情報紙「あいあい」の発行やホームページを活用し、市民にわかりやすい障害者福祉関係の啓発（講座の開催周知）を行います。	社会福祉協議会

取り組み	概要	担当課
ボランティア入門講座の開催	障害のある人に対する理解を促進するとともに、ボランティア活動者の拡大を図るため、社会福祉協議会においてボランティア入門講座の開催に努めます。	社会福祉協議会
ボランティア・NPOとの協働	市民活動支援センターにおいて、登録団体の活動支援を行います。	地域振興課
	ボランティアやNPOが提供するインフォーマル（公的ではない）サービスの支援に努めます。	福祉課
ボランティアセンターの充実	ボランティアセンター運営委員会により、ボランティア活動の推進を図ります。また、低年齢からボランティアへの関心が持てるよう、引き続き、学生を対象とした体験学習の機会を充実します。	社会福祉協議会
ボランティアに関する情報提供の充実	ボランティア活動に関する情報提供の充実を図ります。また、ボランティア情報紙編集委員による、ボランティア情報紙「あいあい」を発行します。	社会福祉協議会
企業におけるボランティア活動の推進	企業ボランティア活動を促進するとともに、各団体の意見や考えに応じた形での実施を検討します。	社会福祉協議会



2 保健・医療の充実

(1) 障害の発生予防

【現状と課題】

- ・ 障害の原因となる疾病等の予防・治療に取り組むことが必要です。

【方向性】

糖尿病等の生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組めます。

【具体的取り組み】

取り組み	概要	担当課
こころの健康づくりの充実	保健所、福祉課、病院等と連携を図り、電話、面接及び訪問による個別のこころの健康相談の実施、ストレス対処法に関する知識の普及を図ります。 また、自殺対策基本法に基づき、自殺対策の強化を図ります。	保健センター
児童・生徒の健康増進	各学校において、内科検診、歯科検診を行い、必要に応じて治療勧告を行います。	学校教育課
	予防接種、出前講座を通じた児童・生徒の健康増進に取り組めます。効果のある内容とするため、学校側と事前協議を行い、相互に検討し実施します。	保健センター
成人の健康増進	各種がん検診、特定健康診査の受診を促進するとともに、成人を対象とした健康教室や相談業務を行います。	保健センター
リハビリ教室の充実	障害のある人が、機能回復訓練に対する個別相談や指導が受けられるように、リハビリ教室を実施します。	社会福祉協議会 福祉課

(2) 早期発見・早期療育体制の確立 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

【現状と課題】

- ・障害を理解し、疾病の早期発見に向けた健康診査や各種検診の受診率を向上させることで、医学的にも障害の重度化を予防していくことが大切です。アンケート調査の結果から、知的障害者では出生時から11歳未満で7割程度が障害の診断・判定を受けています。乳幼児健康診査の受診が疾病の早期発見、あるいは障害の重度化を予防するために重要となっていることから、保護者に対して障害の早期発見の必要性について理解を促し、乳幼児健康診査の受診率向上に努める必要があります。

【方向性】

妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。

【具体的取り組み】

取り組み	概要	担当課
乳幼児の健康増進	関連機関と情報交換を行い、医師・歯科医師・保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士・心理職員など専門職員により、乳幼児の心身の発達や養育環境についての異常の早期発見や健康増進に努めます。また、必要に応じて健康相談や訪問指導など、多面的なアプローチによる支援を行います。	保健センター
母性の健康増進	母親が不安なく、妊娠期間を健やかに過ごし、育児に取り組めるように、常に教室内容を検討します。また、より多くの父親の参加を呼びかけ、妊娠、出産、子育てについての理解を深められるよう、教育媒体を使った体験などを交えた教室内容の充実を図ります。	保健センター
母子保健や健康等相談の充実	こんにちは赤ちゃん訪問事業の周知を行い、相談体制の充実を図ります。	保健センター
相談窓口・療育体制の整備	相談窓口の充実を図り、関係機関との連携による、障害の早期発見・早期療育への一貫した相談体制を推進します。	こども課 保健センター 学校教育課

取り組み	概要	担当課
療育相談の実施	保健センターとひまわり園が連携し、療育が必要なケースについては、早期に療育ができるよう支援するために積極的に療育相談を行います。	こども課

(3) 精神保健福祉施策の推進

【現状と課題】

- ・精神障害のある人の退院、社会復帰を促進するためには、地域生活を支える環境の整備が必要です。

【方向性】

入院中の精神障害者の退院、地域移行を推進するため、精神障害者が地域で暮らせる環境の整備に取り組みます。

【具体的取り組み】

取り組み	概要	担当課
精神障害者の社会復帰に向けての支援環境の整備	精神障害のある人に対して就労移行支援や就労継続支援のための社会復帰の促進事業や生活訓練の事業促進の支援に努めます。	福祉課
共同生活援助の推進	精神障害のある人が地域で共同して、生活を営むグループホームなどの整備の推進に努めます。	福祉課
精神障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1・2級のかたの全疾病に係る医療費の自己負担分及び障害者総合支援法における精神通院医療に該当するかたの精神通院医療に係る医療費の自己負担分を助成します。	国保年金課 福祉課

3 保育・教育の充実

(1) 障害児保育の充実

【現状と課題】

- ・ 障害のある子どもを対象としたサービスについては、平成 24 年 4 月の「児童福祉法」改正により、障害種別で分かれていた体系が一元化することになりました。加えて、新たに放課後等デイサービスや保育所等訪問支援といった新たなサービスが創設され、障害のある子どもの支援体制の強化が図られています。
- ・ 障害のある子どもの発達レベルや障害の状況は、多種多様です。乳幼児期における心身の発育・発達は重要であるため、一人ひとりの発達や状態に応じた健康診査、保健指導、保育の充実が必要です。アンケート調査の結果から、知的障害者では 3 割が通園・通学していると回答しています。今後も、障害のある子ども一人ひとりに合わせた保育・教育の充実を図る必要があります。

【方向性】

障害のある子どもと障害のない子どもがともに遊び、学ぶ機会を拡充し、双方の豊かな人格形成をめざした保育・教育の推進を図るとともに、障害のある子どもが早期から療育や教育相談などの指導を受けることができるよう、関係機関と連携し、連続的な支援体制の充実に努めます。

【具体的取り組み】

取り組み	概要	担当課
保育の相談体制の充実	稲沢市教育相談会を開催し、県の相談会との連携を図り、市広報での案内、保育園・幼稚園を通じた案内配布による広報に努めます。	こども課 学校教育課
	障害のある子どもの処遇の向上を図るため、加配の保育士の配置により、障害児保育の推進に努めます。 ・ 児童発達支援センターの設置	こども課 学校教育課
	・ 児童発達支援センターの設置 ・ 単独通所施設の開所	こども課 ひまわり園
子どもの発達相談の実施	ひまわり園及び子育て支援総合相談センターにおいて、子どもの発達について悩みや不安のある保護者を対象に、専門職による相談を行います。	こども課

取り組み	概要	担当課
療育相談の実施	保健センターとひまわり園が連携し、療育が必要なケースについては、早期に療育ができるよう支援するために積極的に療育相談を継続します。	こども課
障害児保育の充実	障害のある子どもの処遇の向上を図るため、加配の保育士の配置により、障害児保育の推進に努めます。	こども課
子育て支援総合相談センターの充実	子育て支援サービスの利用者に対する情報提供、ケースマネジメント等を行うことにより、利用者の利便性の向上や子育て支援サービスの利用の円滑化等を図るため、多様な情報を一元的に把握する子育て支援総合コーディネーターの配置を継続します。	こども課
保育園の充実	障害のある児童の保護者の就労等を支援するため、また、子どもがお互いに刺激や影響を受けあいながらともに成長できるよう、単独通所施設の開所等障害のある子どもの受け入れ保育園を拡充するとともに、保育士の障害に関する知識の向上を図り、個々の障害に対応した保育の充実を図ります。	こども課

(2) 特別支援教育の充実

【現状と課題】

- ・国においては、障害のある人と障害のない人がともに学ぶインクルーシブ教育システムの理念に基づき、すべての子どもに最も適した指導を提供できる、多様で柔軟な連続性のある仕組みの整備が検討されています。中央教育審議会の意見等に基づく国の動向を踏まえながら、特別支援教育のあり方について、引き続き検討する必要があります。

【方向性】

障害のある児童一人ひとりの個別の教育的ニーズのある児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、本人の望む教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる体制を整備します。

また、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校及び高等学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を確保する、インクルーシブ教育システムの整備・充実を図ります。

【具体的取り組み】

取り組み	概要	担当課
障害児通所支援の実施	障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。	こども課 福祉課
児童発達支援センターを中核とした支援体制の検討	障害児やその家族からの相談に応じた情報提供・助言、施設への援助・助言を行うとともに、児童発達支援及び保育所等訪問支援を実施する児童発達支援センターの設置を検討します。	こども課
就学・就労支援及び相談体制の整備	障害の早期発見・早期対応の推進を図り、乳幼児期から学童期、卒業後など一貫した相談支援体制がとれるよう各相談支援機関の連携を図り、学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援を行います。	学校教育課
発達障害児への支援	A S D (自閉症スペクトラム障害)*、L D (学習障害)*、A D / H D (注意欠陥多動性障害)*などの発達障害を有する障害のある子どもについて、早期発見に必要な措置や就学前の発達支援など、医療、保健、福祉、教育などの関係機関の連携により整備し、地域における生活支援を図ります。	保健センター 学校教育課 福祉課 こども課
特別支援教育体制の充実	A S D、L D、A D / H D などの障害のある児童・生徒に対する支援体制の充実を図ります。	学校教育課
教職員などの指導力向上	A S D、L D、A D / H D などを含めた様々な障害について、教職員の指導力を向上するため、研修の充実を図ります。	学校教育課
就学支援の充実	保護者の要望に応じ、学校見学、個別相談を行います。また、稲沢市教育支援委員会と連携し、就学に関する教育相談会を進めます。	学校教育課

4 生きがいのある暮らしのための支援

(1) 就労への支援

【現状と課題】

- ・障害のある人が自立した生活を営んでいくためには、地域でいきいきと働くことのできる環境づくりが必要です。一定規模の企業や事業所では、障害のある人の雇用を求める法定雇用率 2.0%が定められています。
- ・アンケート調査の結果から、就労している人は身体障害者、知的障害者、精神障害者で2割ほどとなっています。また、仕事に関しての不安や不満として、「収入が少ない」、「障害に対する配慮や意識が低い」の意見が多くなっています。今後も、障害のある人には働く場所の確保を求める声も多く、雇用対策の一層の充実が必要です。

【方向性】

障害のある人の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充に取り組み、就職の意向確認から就労後のフォローまでの一貫した就労支援体制の充実に取り組みます。

【具体的取り組み】

取り組み	概要	担当課
雇用促進の啓発活動の推進	障害のある人の雇用や就労問題に関する啓発活動を推進します。また、事業主はもとより市民に対しても、広く理解と協力を得るための啓発活動を、積極的に展開していきます。	商工観光課
相談・指導の充実	就労意欲を持つ障害のある人が、その能力や適性に応じた就労を実現するため、適切な相談・指導の充実に努めます。	商工観光課
障害者雇用の促進	障害のある人の雇用促進を図るため、キャンペーンを実施します。また、障害のある人を雇用している市内企業に対して、奨励金を支給して雇用の拡大を図ります。	商工観光課
市職員の採用	計画的に障害のある人の雇用確保に努めます。	人事課
職場適応援助者（ジョブコーチ）事業等の支援	ジョブコーチ事業などの実施を支援し、障害のある人の就労拡大に努めます。	福祉課

(2) 福祉的就労への支援

【現状と課題】

- ・一般就労が難しい人に対して、作業所などの充実に努めてきましたが、より福祉的就労の場の確保が求められます。

【方向性】

企業などでの就労が難しい人が生産的な活動を通じて社会参加できるよう、中間的就労や福祉的就労の場など多様な就労機会の確保を図ります。

【具体的取り組み】

取り組み	概要	担当課
就労施設への支援強化	就労施設の整備・充実に努めます。	福祉課
医療相談窓口の充実	医療ソーシャルワーカーを配置し、常時相談に対応できる体制を確保します。	市民病院事務局
専門職員の配置	社会福祉士・精神保健福祉士の資格を持った職員の配置に努めます。また、職員による社会福祉主事認定通信課程（公務員課程）の受講を支援します。	人事課
相談員の養成・研修	障害者相談員が障害のある人の多様なニーズに対して身近な地域で相談に応じることができるよう、相談支援従事者研修への参加を促進します。	福祉課
相談支援事業の充実	障害のある人及びその保護者からの相談に適切に応じることができるよう、相談支援事業者との連携、情報交換に努めます。	福祉課
保健・医療との連携による相談支援体制	保健所で行っている社会復帰教室の市への移行について、保健所、福祉課とともに検討し、保健センターの役割を明確にし、事業の充実に努めます。また、精神障害者社会参加促進事業「わの会」の周知を行う。	保健センター

取り組み	概要	担当課
文化活動の参加への配慮	文化活動に関する講演会や展示などにおいて、障害のある人が参加しやすいように、字幕や音声ガイドによる案内サービス、講演会等での手話通訳者の利用などを行います。	生涯学習課
身体障害者福祉センターの整備充実	障害のある人の社会参加の促進を図るため、身体障害者福祉センターの整備について、福祉の拠点基本構想の中で検討します。	福祉課
生涯学習の推進	障害のある人の学習ニーズに応じ、各種講座や教室を障害のある人も参加しやすいように配慮し、生涯学習の推進を図ります。	生涯学習課 福祉課
人材育成及び確保	障害のある人の芸術・文化活動において、幅広い視野に立った指導者や活動を支えるボランティアなど、人材育成及び確保に努めます。	福祉課
コミュニケーション障害のある人への配慮	聴覚・言語障害など情報障害のある人が、緊急時に連絡がとれるように「緊急カード」の交付について周知します。また、携帯電話などを利用した連絡方法への転換を図ります。	福祉課
手話通訳者の派遣、養成	講演会などへの手話通訳者の派遣を行います。また、奉仕員養成講座を開催します。	福祉課 社会福祉協議会
要約筆記者の派遣、養成	講演会などへの要約筆記者の派遣を行います。また、奉仕員養成講座を開催します。	福祉課 社会福祉協議会
障害のある人の医療相談に対する配慮	受付窓口での筆談による対応やスムーズなコミュニケーションを図り、円滑な診察及び治療できる体制を整えます。	市民病院事務局
点訳・音声訳ボランティアの養成	音声訳ボランティア養成講座を開催します。	図書館
	点訳奉仕員養成講座を開催します。	社会福祉協議会 福祉課

5 地域で自立した暮らしを支援する基盤づくり

(1) 地域生活の支援

【現状と課題】

- ・ 障害の重度化、介護を担ってきた家族の高齢化、地域移行・地域定着の普及に伴い、居宅介護や生活介護、グループホームなどの障害福祉サービスにおいて、サービス利用量のさらなる増大が予想されます。
- ・ 日々の在宅生活を快適に、自立して送れるよう、障害のある人へのサービスの提供とあわせて、介護を担う家族等を支援するサービスの提供体制の充実とともに、医療的ケアの必要な重度障害のある人の日中活動の場などの確保が必要です。

【方向性】

障害のある人が住み慣れた地域で自立した社会生活を送るためには、個別のニーズとライフステージに応じたサービスの質と量が確保され、自ら望む生活の在り方を選択できるよう、サービス基盤を整備していく必要があります。

このことから、居宅介護、生活介護等のサービス提供体制の確保を図ります。また、障害のある人の生活課題を解決し、よりよい暮らしを実現するため、サービス等利用計画（計画相談支援）に基づき、障害福祉サービス等を活用していきます。

【具体的取り組み】

取り組み	概要	担当課
障害児通所支援の実施（再掲）	障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。	こども課 福祉課
障害福祉サービスの実施	障害のある人の障害程度、居住などの状況及びサービス等利用計画案を踏まえ、個別に支給決定される障害福祉サービス（居宅介護、短期入所など）を行います。	福祉課
地域生活支援事業の実施	地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態で、相談支援、日中一時支援、移動支援などを行います。	福祉課

取り組み	概要	担当課
児童発達支援センターを中核とした支援体制の検討（再掲）	障害児やその家族からの相談に応じた情報提供・助言、施設への援助・助言を行うとともに、児童発達支援及び保育所等訪問支援を実施する児童発達支援センターの設置を検討します。	こども課
障害児親の会の活動支援	障害児親の会の自主的な活動を促進するため、相互理解や交流を深めることができるよう支援をします。	福祉課
心身障害者医療費助成	身体障害者手帳1～3級、腎臓機能障害4級、進行性筋萎縮症4～6級、療育手帳A・B判定及び自閉症状群と診断されたかたの医療費の自己負担分を助成します。	国保年金課
発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業の実施	ASD（自閉症スペクトラム障害）、LD（学習障害）、AD／HD（注意欠陥／多動性障害）などの障害のある児童・生徒に対する学校生活における支援体制の充実を図ります。	学校教育課
特別支援教育支援員の配置拡充	通常学級に在籍している発達障害児の食事や教室移動の補助、安全確保、学習支援といった学校における日常生活上の支援等を行う支援員の配置の拡充を進めます。	学校教育課
障害者就労施設等からの物品等の調達の実施	障害のある人が就労によって経済的な基盤を確立するため、市が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設から優先的・積極的に購入することを推進します。	福祉課
地域自立支援協議会の実施	相談支援体制や地域の障害福祉を推進する中核的な役割を果たし、障害福祉の課題について協議し、障害のある人の地域生活を支援します。	福祉課 社会福祉協議会

（２）生活の場の確保

【現状と課題】

- ・障害のある人の中には、家庭の介護の状況、日中活動を行う場所への通い等の理由により、福祉施設、グループホーム等が必要となってくるケースがあります。実態調査の結果から、知的障害者の2割ほどは福祉施設に入所しています。社会福祉法人によるグループホーム等の整備に対する補助など、生活の場の確保が必要です。

【方向性】

障害のある人が地域で自立して暮らしていくために、グループホーム等の整備を推進し、安心した地域生活ができるよう生活の基盤となる施設等の充実を図ります。

【具体的取り組み】

取り組み	概要	担当課
リフト付車両の利用促進	福祉自動車貸出の利用の促進を図ります。	社会福祉協議会
移動手段の確保	運行路線、時刻表等を定めた『コミュニティバス運行事業計画』については、稲沢市地域公共交通会議において利用状況、各種調査結果を分析し、市民及び利用者の御意見・御要望を踏まえながら、限られた財源の中で、利便性の向上を目指して行っています。	地域振興課
身体障害者用自動車改造費助成事業の充実	上肢・下肢・体幹機能障害のある人が就労等のために、自動車が必要となった場合、その自動車の改造に要する経費を助成します。	福祉課
福祉タクシー制度の充実	障害のある人の日常生活を支援するために、タクシー料金の助成をするとともに、利用の促進を図ります。	福祉課
各種手当の充実	障害のある人の経済的な安定を図るため、各種手当の充実を図ります。また、各種手当が適切に支給されるように努めます。	福祉課
更生医療給付の周知	身体障害のある人及び戦傷病者の身体機能の回復を図るために、更生医療を給付します。	福祉課
育成医療給付の周知	18歳未満の障害児でその身体障害を除去、軽減する手術等の治療により身体機能の回復を図るために、育成医療を給付します。	福祉課
パソコンの利用促進	インターネットによる情報収集を図るため、肢体不自由者及び視覚障害のある人のパソコン講座を開催します。	社会福祉協議会 福祉課

取り組み	概要	担当課
情報のバリアフリー化の推進	障害のある人にもわかりやすいホームページの作成に努めるとともに、情報のバリアフリー化を図ります。	秘書広報課
	視覚障害のある人が日常生活に必要な情報入手できるように、音声訳ボランティアの養成を行いデイジー図書*の作成に努めます。	図書館
	視覚障害のある人の情報バリアフリー化を図るため、SPコード*の活用を促進するとともに、必要性について発信者側への理解を促進します。	福祉課
障害者総合支援法の周知・サービスの充実	障害者総合支援法による障害福祉サービスなどの円滑な利用を促進するため、ホームページへの掲載などによる広報の充実を図ります。	福祉課
福祉に関する情報の定期的な発信	福祉に関する情報を定期的に広報やホームページなどで提供し、福祉情報が発信されるように努めます。	福祉課 秘書広報課
	広報及びホームページを活用した福祉に関する情報提供の充実を図ります。	福祉課
苦情対応体制の整備	利用者のサービスに対する苦情に対して、事業者の適切な対応を求めるとともに、利用者の不満を汲みとることのできるよう、広報等による相談センターの周知を図ります。	福祉課
共同生活援助の推進	障害のある人が地域で共同して、生活を営むグループホームの整備に努めます。	福祉課
施設入所者の地域生活への移行の推進	障害福祉計画に基づき、施設に入所している障害のある人の地域生活への移行を推進します。	福祉課
施設機能の充実と施設開放の促進	施設機能を活用して福祉サービスの体制の確立と、施設を利用して地域住民の理解と交流の一層の促進を図ります。	福祉課

6 安全・安心に暮らせるまちづくり

(1) ユニバーサルデザインのまちづくり

【現状と課題】

- ・本市では、既存の公共施設において障害のある人の利用を考慮した改造や改修を実施しています。しかし、外出時の困難や不便な点は、身体障害者で「道路、公共交通機関、施設等のバリアフリー化が改善されていない」、「障害者用トイレが整備されていない」、がそれぞれ1割程度となっており、施設整備については十分でないことがうかがえます。今後も、道路や施設などの整備が求められます。

【方向性】

誰もが、安全・快適に暮らせ、積極的な社会参加ができるよう、歩道や公園、駅や公共施設などのバリアフリー化など、安全で快適な環境整備を推進します。

【具体的取り組み】

取り組み	概要	担当課
公園の整備推進	多目的トイレやスロープを順次設置するなど、公園のバリアフリーに努めます。	都市計画課
施設の整備推進	既設建築物のバリアフリーを促進するため、公共施設の改修事業を行います。	建築課
	国府宮駅のバリアフリー化については、平成20年度から平成22年度に整備を行いました。さらに将来にわたって包括的な検討をします。	用地管理課
道路の整備推進	車道と歩道のカラー舗装により安全性の向上、歩道の段差解消の施工など、国府宮駅周辺の整備を推進します。	土木課

取り組み	概要	担当課
地域の見守り活動の推進	隣近所での見守り等防犯活動を支援するとともに、地域でのあいさつや声掛け運動などを通して、より地域とのつながりが深くなるよう指導を行います。また、活動に必要なパトロール用ウェア、赤色発光棒、自転車・自動車貼付用防犯プレートなどを配布します。	危機管理課
地域支援体制の整備	行政区をはじめ、自主防災会や民生委員と協議し、要配慮者の把握、環境状況、連絡体制の整備、情報の共有による支援体制の整備、避難支援の体制整備などの対策を進めます。	危機管理課
福祉施設の避難所の整備	災害時の被災状況により、安全を確保できる福祉施設を二次的な避難所として指定します。また、受け入れの協力体制の強化として施設管理者と協定を結んでいくことなどの対策を進めます。	危機管理課
防災訓練の充実	関係部署と協議し、事業所における防災訓練を行います。また、地域の自主防災会活動の中で、地域が事業所と連携して防災訓練に取り組むように啓発し、災害意識の高揚を図ります。	危機管理課
	施設において障害のある人の防災訓練を充実し、防災意識の向上を図ります。避難行動要支援者台帳の整備を進めます。	高齢介護課 福祉課
防災ネットワークの構築	避難体制の整備に欠かせない行政、自主防災会、ボランティア、関係機関・団体などと連携体制の充実を図り、避難勧告、情報提供などの伝達体制を整備します。	危機管理課

1 平成 29 年度の目標値

国の基本方針等に基づき、目標値を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

単位：人

項目	数値	考え方
平成 25 年度末時点 (A)	78	平成 25 年度末時点での施設入所者数を基準とする
平成 29 年度末時点 (B)	75	平成 29 年度末時点の施設入所者数
【目標値】 削減見込 (A-B)	3 4 (%)	差引減少見込数 施設入所者の地域生活へ移行するための社会資源が十分ではなく、平成 25～26 年度の実績を加味し、算出
【目標値】 地域生活移行者数	3	施設入所から共同生活援助（グループホーム）等へ移行する者の数

※国の指針では平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%程度としている。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

単位：人

項目	数値	考え方
平成 24 年度	8	平成 24 年度実績値
平成 25 年度	8	平成 25 年度実績値
【目標値】 平成 29 年度	16 2 (倍)	国の指針に基づき、平成 24 年度の実績値の 2 倍として算出

※国の指針では平成 29 年度中に一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の 2 倍以上としている。

(3) 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値 (人)	移行事業所の数 (か所)	考え方
平成 25 年度末時点	19	0	平成 25 年度実績値
【目標値】 平成 29 年度	30 58 (%)	2	国の指針に基づき、平成 25 年度末時点の実績値の 6 割増として算出

※国の指針では平成 25 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数の 6 割増としている。

2 障害福祉サービス及び相談支援

(1) 訪問系サービス

見込量算出にあたっては、平成 24 年度から平成 26 年度の実績等をもとに、算出します。

サービス名	内 容
居宅介護	居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人、または重度の知的障害もしくは精神障害があり、常に介護を必要とする人が対象となります。居宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害のある人が対象となります。移動時、または、外出先において必要な情報提供や援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が対象となります。行動するときに生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

《見込量算出の考え方》

平成 24 年度から平成 26 年度の実績を基礎として、利用者数の伸び等を見込んで算出しています。

訪問系サービスの見込量

単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	利用 見込量 (時間)	実利用 者数 (人)	事業所数 (か所)	利用 見込量 (時間)	実利用 者数 (人)	事業所数 (か所)	利用 見込量 (時間)	実利用 者数 (人)	事業所数 (か所)
居宅介護	2,917	138	16	3,204	139	16	3,520	141	16
重度訪問介護									
同行援護									
行動援護									
重度障害者等包括支援									

《サービス量確保の方策》

- ・必要なサービスが適切に利用できるように、相談支援事業の充実に努めるとともに、稲沢市地域自立支援協議会においてニーズを把握し、地域生活支援部会等において、対応策を随時検討していきます。
- ・既存の居宅介護事業所や介護保険法に基づく介護保険サービス事業者に対し、障害者総合支援法やニーズ等を周知し、新規参入を働きかけます。
- ・医療的ケアが必要な重度障害者や精神障害者に対するサービス提供体制を確保するため、身体・知的障害者または高齢者の訪問系サービスを実施している事業者に対し、事業の必要性についての理解を図っていきます。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人が対象となります。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能・生活 ・宿泊型)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や日常生活能力向上のために必要な訓練等を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等への就労が困難な人が対象となります。働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。 A型：雇用型一般企業での雇用が困難な者に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る支援を実施。 B型：一般企業等での雇用が困難な者、一定年齢に達している者等に対し、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上を図る支援を実施。
短期入所 (福祉型・医療型)	介護者が病気の場合等の理由により、夜間も含め施設や医療機関等で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常に介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をします。

《見込量算出の考え方》

平成 24 年度から平成 26 年度の実績を基礎として、利用者数の伸び、入所施設からの地域生活移行等を見込んで算出しています。

日中系サービスの見込量（1月当たり）

単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	利用見込量 (人日)	実利用者数 (人)	事業所数 (か所)	利用見込量 (人日)	実利用者数 (人)	事業所数 (か所)	利用見込量 (人日)	実利用者数 (人)	事業所数 (か所)
生活介護	4,681	228	8	4,775	233	8	4,870	237	8
自立訓練 (機能)	20	1	0	20	1	0	20	1	0
自立訓練 (生活)	71	4	0	74	4	0	77	4	0
自立訓練 (宿泊型)	31	1	0	31	1	0	31	1	0
就労移行支援	326	22	3	342	23	3	359	24	3
就労継続支援 (A型)	1,313	68	5	1,445	75	5	1,589	83	5
就労継続支援 (B型)	2,221	126	8	2,332	132	8	2,449	139	8
短期入所 (福祉型)	308	38	6	357	44	6	414	51	6
短期入所 (医療型)	20	3	0	20	3	0	20	3	0
療養介護		11	0		12	0		12	0

《サービス量確保の方策》

- ・ 就労継続支援等のサービスについては、就労機会の拡充に向け、市内の事業者をはじめ、ハローワーク、愛知県、近隣市などと連携しながら、ジョブコーチの活用を含め就労支援の強化に努めます。
- ・ 市内や近隣市町村の障害福祉サービス等提供施設一覧などを活用し、利用者が自ら施設を選べる情報提供の推進に努めます。
- ・ 就労支援関係のサービスが有効に実施されるように、サービス提供事業者や雇用関係機関との連携を強化し、就労支援体制の整備を進めます。
- ・ 短期入所は、入所機能を持った施設が必要であることから、既存の入所施設に対して増床を働きかけていくとともに、共同生活援助（グループホーム）の創設に併せて、確保に努めていきます。

(5) 障害児通所支援

サービス名	内 容
児童発達支援	児童発達支援センター等に障害児を保護者のもとから通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供することを目的とした事業です。
医療型児童発達支援	障害児を保護者のもとから通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供します。
放課後等デイサービス	就学している障害児について、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等に通わせて、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所・幼稚園・小学校等に通う障害児について、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

《見込量算出の考え方》

平成 24 年度から平成 26 年度の実績を基礎として、利用者数の伸びを見込んで算出しています。

障害児通所支援の見込量（1月当たり）

単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	利用見込量 (人日)	実利用者数 (人)	事業所数 (カ所)	利用見込量 (人日)	実利用者数 (人)	事業所数 (カ所)	利用見込量 (人日)	実利用者数 (人)	事業所数 (カ所)
児童発達支援	330	45	4	393	53	5	468	62	5
医療型児童発達支援	5	1	0	10	2	0	10	2	0
放課後等デイサービス	1,700	147	12	1,870	161	13	2,057	177	13
保育所等訪問支援	5	1	1	5	1	1	5	1	1

《サービス量確保の方策》

- ・ サービス提供事業所と連携し、サービス実施体制の確保を図ります。

3 地域生活支援事業

(1) 必須事業

① 相談支援事業、成年後見制度利用支援事業

事業名	内容・実施に関する考え方
1 相談支援事業	①障害者相談支援事業 障害のある人等からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用に関する支援を行うとともに、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。
	②自立支援協議会 相談支援事業等を通して、利用者のニーズに応じた事業や必要なサービス量の把握に努めるとともに、関係機関とのネットワーク化を進めていきます。
	③基幹相談支援センター等機能強化事業 相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援、事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
2 成年後見制度利用支援事業	障害のある人が地域で生活するにあたって、その権利を擁護するために必要となる、成年後見制度を利用するための支援を行います。

《見込量算出の考え方》

平成24年度から平成26年度の実績を基礎として、利用者数を見込んで算出しています。

相談支援事業の見込量

事業名		項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1 相談支援事業	① 障害者相談支援事業	か所	4	4	4
	② 地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
	基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無
2 成年後見制度利用支援事業		実施の有無	有	有	有
		利用者数(人)	5	6	7

《サービス量確保の方策》

- ・相談支援事業については、適切なケアマネジメントを行い、より専門的な相談支援を実施します。
- ・稲沢市地域自立支援協議会を活用し、相談支援事業の適切な実施や地域の関係機関との連携強化等を推進し、地域課題を検討するとともに、障害者に係る計画に対し幅広い意見を反映させる定期的な協議を行います。
- ・基幹相談支援センター等機能強化事業の実施に向けての検討します。

② 意思疎通支援事業

事業名	内容・実施に関する考え方
意思疎通支援事業	聴覚、音声言語機能障害により意思疎通を図ることに支障がある人等に、意思の疎通の円滑化を図るため、手話通訳者の設置や手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業を実施します。

《見込量算出の考え方》

平成24年度から平成26年度の実績を基礎として、利用者数を見込んで算出しています。

意思疎通支援事業の見込量（年間）

事業名	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
意思疎通支援事業	「手話通訳者設置事業」実設置者数（人）	1	1	1
	「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」実利用者数（人）	14	16	18

《サービス量確保の方策》

- ・手話奉仕員、要約筆記者等の育成に努めます。
- ・聴覚障害者へ制度の啓発を推進します。

③ 日常生活用具給付等事業

事業名	内容・実施に関する考え方
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障害者（児）に対し、①介護訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥住宅改修費を給付します。

《見込量算出の考え方》

平成 24 年度から平成 26 年度の実績を基礎として、利用者数を見込んで算出しています。

日常生活用具給付等事業の見込量（年間）

事業名		項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日常生活用具給付等事業	(1) 介護・訓練支援用具	給付等件数 (件)	10	12	14
	(2) 自立生活支援用具	給付等件数 (件)	32	41	53
	(3) 在宅療養等支援用具	給付等件数 (件)	40	40	40
	(4) 情報・意思疎通支援用具	給付等件数 (件)	33	37	41
	(5) 排泄管理支援用具	給付等件数 (件)	2,478	2,669	2,875
	(6) 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等件数 (件)	5	5	5

《サービス量確保の方策》

- ・ 障害のある人が生活の質の向上を図ることができるよう、障害の特性に合わせた適切な用具の給付を行います。
- ・ 障害のある人のニーズにあった種目を給付できるよう、定期的な種目等の見直しを検討するとともに、利用を促進するための周知に努めます。

④ 移動支援事業

事業名	内容・実施に関する考え方
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、地域で自立した生活及び社会参加を促すため、外出のための必要な支援を行います。

《見込量算出の考え方》

平成 24 年度から平成 26 年度の実績を基礎として、今後の利用者数の増加を見込んで算出しています。

移動支援事業の見込量（年間）

事業名	項目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
移動支援事業	実利用者数 (人)	84	84	84
	延べ利用 時間数(時間)	18,800	18,800	18,800

《サービス量確保の方策》

- ・障害のある人の社会参加を支援するサービスとして今後も利用量の増加が見込まれ、適切にサービスを利用できるように、対象者の範囲や要件、利用方法等を検討します。

⑤ 地域活動支援センター

事業名	内容・実施に関する考え方
地域活動支援センター	創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業を実施し、障害のある人の地域生活支援を行います。

《見込量算出の考え方》

平成 24 年度から平成 26 年度の実績を基礎として、利用者数を見込んで算出しています。

地域活動支援センターの見込量（年間）

事業名	項目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
地域活動支援センター	市内実施箇所数 (か所)	2	2	2
	実利用者数 (人)	69	70	71

《サービス量確保の方策》

- ・障害のある人の自立、社会参加を図るため、障害のある人の多様なニーズに沿った、柔軟な事業の実施を検討します。

《サービス量確保の方策》

- ・ 障害のある人の家族や介護者の就労支援や一時的な休息のための一時預かり事業を充実させるとともに、日中一時支援が必要な障害のある人の把握に努め、サービス提供事業者の拡充を図ります。

③ 自動車運転免許取得費の助成

事業名	内容・実施に関する考え方
自動車運転免許取得費	身体障害者が、社会参加のために普通自動車運転免許を取得する場合に、取得費用の一部を助成します。

《見込量算出の考え方》

平成 24 年度から平成 26 年度の実績を基礎として、利用者数の増加を見込んで算出しています。

自動車運転免許取得費の助成の見込量（年間）

事業名	項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自動車運転免許取得費	実利用者数 (人)	6	8	11

《サービス量確保の方策》

- ・ 障害のある人の社会参加を促進するため、広報等による周知を図るとともに、適正な事業運営を進めていきます。

④ 自動車改造費の助成

事業名	内容・実施に関する考え方
自動車改造費	身体障害者が、社会参加のために自らが所有し運転する自動車を改造する必要がある場合に、改造に要する費用の一部を助成します。

《見込量算出の考え方》

平成 24 年度から平成 26 年度の実績を基礎として、利用者数の増加を見込んで算出しています。

自動車改造費の助成の見込量（年間）

事業名	項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自動車改造費	実利用者数（人）	7	7	7

《サービス量確保の方策》

- ・ 障害のある人の社会参加を促進するため、広報等による周知を図るとともに、適正な事業運営を進めていきます。

⑤ 更生訓練費の支給

事業名	内容・実施に関する考え方
更生訓練費	障害福祉サービスの就労移行支援などを利用している人に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

《見込量算出の考え方》

平成 24 年度から平成 26 年度の実績を基礎として、利用者数の増加を見込んで算出しています。

更生訓練費の見込量（年間）

事業名	項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
更生訓練費	実利用者数（人）	23	23	24

《サービス量確保の方策》

- ・ 各種助成制度の周知に努め、事業の利用促進を図り、障害者やその家族の支援に努めます。

⑥ 生活サポート事業

事業名	内容・実施に関する考え方
生活サポート事業	障害支援区分が非該当の人等に、ヘルパーの派遣により、日常生活の支援を行います。

《見込量算出の考え方》

平成 24 年度から平成 26 年度の実績を基礎として、利用者数の増加を見込んで算出しています。

生活サポート事業の見込量（年間）

事業名	項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活サポート事業	実利用者数 （人）	10	14	18
	延べ利用時間 数（時間）	217	303	390

《サービス量確保の方策》

- ・ 障害のある人の社会参加を促進するため、広報等による周知を図るとともに、適正な事業運営を進めていきます。

1 計画の推進

施策の推進にあたっては、行政はもちろん、障害者団体、事業者、企業等、地域、市民との協働・連携が必要であり、各主体がつながり、支え合いながら、社会全体で障害のある人を包み込み、社会全体の取り組みとして進めていきます。

(1) 行政の役割

稲沢市は、国や愛知県、関係機関と協調し、行政だけでなく、様々な主体と連携した支援のネットワークを強化し、障害のある人が地域で安心して生活できる仕組みづくりを推進します。

(2) 障害者団体等の役割

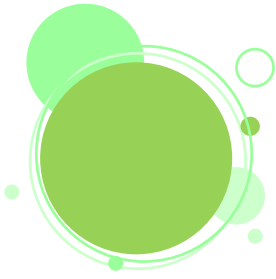
地域や団体間の連携を進め、生活の支援や当事者活動の促進を図り、障害のある人の自立と社会参加を推進していくことが期待されます。

(3) 事業者等の役割

障害福祉サービス等の提供者として、利用者支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供、他のサービスとの連携に取り組むことが期待されます。

(4) 企業等の役割

障害のある人の自立した生活に向け、雇用の拡大を図るとともに、地域や社会を構成する一員として、障害のある人が住みやすい地域や社会づくりへの取り組みが期待されます。



資料編

1 稲沢市障害者計画等策定委員会設置要綱

平成9年11月26日

施行

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に規定する障害福祉計画を策定するため、稲沢市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、稲沢市障害者計画等（以下「プラン」という。）に係る次の事項を審議する。

- (1) 障害者福祉の現状の把握に関すること。
- (2) 障害者福祉の課題及び問題点の抽出に関すること。
- (3) 障害者福祉の今後の施策及び目標に関すること。
- (4) その他プラン策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者団体の代表者
- (2) 関係機関の代表者
- (3) 有識者

(任期)

第4条 委員の任期は、プランの策定完了までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 チームの会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉課で処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

付 則

この要綱は、平成9年11月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年2月19日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年7月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

2 稲沢市障害者計画等策定委員会委員名簿

氏 名	所 属	備 考
加 藤 喜 雄	稲沢市障害者福祉団体連合会副会長	
前 原 信 子	稲沢市障害者福祉団体連合会事務局長	
横 山 之 夫	稲沢市障害者福祉団体連合会副会長	
宮 下 章	稲沢市医師会副会長	委員長
山 内 孝 三	社会福祉法人稲沢市社会福祉協議会会長	副委員長
古 田 繁 弘	一宮公共職業安定所所長	
澁 谷 いづみ	愛知県一宮保健所所長	
中 村 卓 美	愛知県一宮児童相談センター長	
服 部 正 見	稲沢市地域自立支援協議会会長	
家 田 鐵 彦	稲沢市民生委員・児童委員協議会会長	
奥 村 徳 啓	愛知県立いなざわ特別支援学校教頭	

3 策定経過

日時等	審議内容等
平成26年5月20日	平成26年度 第1回稲沢市地域自立支援協議会就労支援部会 ・稲沢市障害者計画等の概要について
平成26年5月22日	平成26年度 第1回稲沢市地域自立支援協議会地域生活支援部会 ・稲沢市障害者計画等の概要について
平成26年6月3日	平成26年度 稲沢市地域自立支援協議会本会議（第1回） ・部会委員の変更について ・協議会委員の追加について ・障害者計画・障害福祉計画の策定について
平成26年7月15日	平成26年度 第2回稲沢市地域自立支援協議会就労支援部会 ・アンケート調査項目について
平成26年7月17日	平成26年度 第2回稲沢市地域自立支援協議会地域生活支援部会 ・アンケート調査項目について
平成26年7月25日	平成26年度 第1回稲沢市障害者計画等策定委員会 ・稲沢市障害者計画等の概要について ・策定体制及びスケジュールについて ・アンケート案について
平成26年8月18日 ～9月1日	障害者福祉に関する計画策定のためのアンケート調査実施 ・身体障害者手帳所持者アンケート 配布数 1,249 通 回収数 780 通 有効回答率 59.9% ・療育手帳所持者アンケート 配布数 400 通 回収数 213 通 有効回答率 51.0% ・精神障害者保健福祉手帳所持者アンケート 配布数 400 通 回収数 233 通 有効回答率 54.3% ・障害のない人 配布数 1,034 通 回収数 478 通 有効回答率 46.0%
平成26年9月16日	平成26年度 第3回稲沢市地域自立支援協議会就労支援部会 ・アンケート調査の経過説明
平成26年9月18日	平成26年度 第3回稲沢市地域自立支援協議会地域生活支援部会 ・アンケート調査の経過説明
平成26年10月28日	平成26年度 第2回稲沢市障害者計画等策定委員会 ・稲沢市障害者福祉に関する計画策定のためのアンケート調査結果について ・障害のある人を取り巻く現状について ・計画骨子案について

日時等	審議内容等
平成26年11月18日	平成 26 年度 第 4 回稲沢市地域自立支援協議会就労支援部会 ・稲沢市障害者計画・障害福祉計画の策定について
平成26年11月20日	平成 26 年度 第 4 回稲沢市地域自立支援協議会地域生活支援部会 ・稲沢市障害者計画・障害福祉計画の策定について
平成26年12月 4 日	平成 26 年度 稲沢市地域自立支援協議会本会議（第 2 回） ・稲沢市障害者計画・障害福祉計画の策定について
平成26年12月18日	平成 26 年度 第 3 回稲沢市障害者計画等策定委員会 ・稲沢市障害者計画・障害福祉計画の素案について ・パブリックコメントについて
平成27年 1 月 9 日 ～ 2 月 10 日	稲沢市障害者計画・障害福祉計画（案）に対する意見募集（パブリック コメント）の実施
平成27年 1 月 20 日	平成 26 年度 第 5 回稲沢市地域自立支援協議会就労支援部会 ・稲沢市障害者計画・障害福祉計画案について
平成27年 1 月 22 日	平成 26 年度 第 5 回稲沢市地域自立支援協議会地域生活支援部会 ・稲沢市障害者計画・障害福祉計画案について
平成27年 2 月 19 日	平成 26 年度 稲沢市地域自立支援協議会全体会 ・稲沢市障害者計画・障害福祉計画案について
平成27年 2 月 24 日	平成 26 年度 第 4 回稲沢市障害者計画等策定委員会 ・パブリックコメント結果について ・稲沢市障害者計画・障害福祉計画最終案について

4 用語解説

ア行

アクセシビリティ

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

一般就労

福祉施設等での就労ではなく、企業などへの就職、在宅での就労および自らの起業などによる就労。

→福祉的就労

→中間的就労

インクルーシブ教育

障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育。平成23年7月に成立した改正障害者基本法でインクルーシブ教育の理念が盛り込まれた。

A S D (Autistic Spectrum Disorder/自閉症スペクトラム障害)

自閉症、アスペルガー症候群、そのほかの広汎性発達障害を含む障害単位。これらは本質的には同じ1つの障害単位であると考えられており、症状の強さによっていくつかの診断名に分類され、知能指数が高い場合は「高機能自閉症・アスペルガー症候群」、知能指数が低い場合は「自閉症」にあてはまる。

A D / H D (Attention Deficit Hyperactivity Disorder / 注意欠陥・多動性障害)

年齢もしくは発達に不釣り合いな注意力および衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

S P コード

文字情報を内包した二次元コードの一種で、専用の読取装置をあてると音声で文字情報を聴くことができる。

L D (Learning Disability/学習障害)

基本的には全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態をさす。

カ行

共同生活援助

→グループホーム

グループホーム

自宅での生活が困難となった高齢者や障害のある人などが、施設職員による援助を受けながら少人数で共同生活する住まい。

サ行

手話通訳者

音声言語を手話に、手話を音声言語に置き換えて伝える人のこと。

障害者基本法

障害のある人の自立と社会参加の支援などのための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより障害者施策を総合的かつ計画的に進め、障害者福祉を増進することを目的とする法律。平成16年6月に心身障害者対策基本法から改称・改正され、法の対象が身体障害者、知的障害者、精神障害者であることを明記した。

障害者週間

障害者基本法に定める、12月3日から9日までの一週間の名称。国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とする。

障害者自立支援法

→障害者総合支援法

障害者総合支援法

正式名は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法であり、身体障害・知的障害・精神障害がある人に対する福祉サービスを一元化することなどを定めた法律。平成18年4月に一部施行、同年10月に全面施行。平成25年4月に「障害者総合支援法」へと変わり、障害者の定義に難病等を追加するなどの見直しが行われた。

身体障害者手帳

身体に障害のある人が「身体障害者福祉法」に定める障害に該当すると認められた場合に都道府県知事が交付する手帳。交付を受けた人は、障害のある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスを受けやすくなる。身体障害者手帳の等級は重い方から1級～6級に区分されているが、さらに障害により視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこうまたは直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に分けられる。

精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県知事が交付する手帳で、一定の精神障害の状態にあることを証する。交付を受けた人は、障害のある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスを受けやすくなる。手帳の等級は、重い方から1・2・3級まであり、精神疾患や、それによる機能障害と能力障害の状態の両面から総合的に判定される。

成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症などにより契約に関する判断能力が不十分な成年者の権利を保護するための制度。本人があらかじめ後見人と職務内容を定めて契約する任意後見と家庭裁判所が後見人を選任する法定後見とがある。法定後見は後見、補助、補佐の3段階に分かれ、被後見人の状況に応じて適用される。被後見人に関して、後見人は全ての代理権を有し、補助、補佐は民法に定める事項について同意権と取消権を持つ。具体的には判断能力が不十分な人について、契約の締結などを代わりにを行い、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合には、それを取り消すことができる。

タ行

地域活動支援センター

障害者総合支援法によって定められた、障害によって働く事が困難な障害者の日中の活動をサポートする福祉施設。

地域自立支援協議会

相談支援事業を適切に実施していくために設置される協議会。地域の関係機関によるネットワークを構築し、地域における様々な障害福祉の課題や困難事例に対する解決方法を検討するとともに、相談支援事業の中立・公平性を確保するための役割を担っている。

中間的就労

一般就労といわゆる福祉的就労との間に位置する就労であり、一般就労が困難な人に働く場をつくることや、一般就労を目指す人が就労に向けた訓練の場合とするという2つを内包している。

→一般就労

→福祉的就労

デイジー図書

DAISY(Digital Accessible Information System)という規格を用いたデジタル録音図書。見出しから検索して読みたい部分を読んだり、読み飛ばしたり、一般の本のような読み方ができる。

特別支援教育

従来の心身障害教育の対象だけでなく、LD(学習障害)、AD/HD(注意欠陥・多動性障害)、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導、支援を行うこと。

→LD(学習障害)

→AD/HD(注意欠陥・多動性障害)

ナ行

日常生活自立支援事業

認知症高齢者・知的障害や精神障害のある人など、判断能力が低下している人が自立した地域生活を送れるように、福祉サービスの利用援助を行うことにより、その人の権利を擁護することを目的とした事業。

日常生活用具

6種類の日常生活用具がある。

- ①介護・訓練支援用具：特殊寝台や特殊マットなどの障害のある人の身体介護を支援する用具。
- ②自立生活支援用具：入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの障害のある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。
- ③在宅療養等支援用具：電気式たん吸引器や盲人用体温計などの障害のある人の在宅療養などを支援する用具。
- ④情報・意思疎通支援用具：点字器や人工喉頭などの障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具。
- ⑤排泄管理支援用具：ストマ用装具などの障害のある人の排せつ管理を支援する衛生用品。
- ⑥居宅生活動作補助用具：障害のある人の居宅生活動作などを円滑にするための住宅改修など。

ハ行

バリアフリー

住宅建築用語として、障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

PDCAサイクル

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

福祉的就労

一般就労が困難な障害のある人のために配慮された作業所などへの就労。

→一般就労

→中間的就労

ヤ行

ユニバーサルデザイン

ユニバーサル=普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害などにかかわらず、あらゆる人が利用しやすいように製品や都市、生活環境をデザインするという考え方。

要約筆記者

聴覚障害のある人に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く（入力する）スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。

ラ行

リハビリテーション

障害のある人や病気・けがの人などが、機能回復や社会復帰をめざす訓練をいう。

療育手帳

児童相談センターまたは知的障害者更生相談所において、知的障害と判定された人に対して都道府県知事が交付する手帳。交付を受けた人は、障害のある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスを受けやすくなる。障害の程度は、重い方から順にA判定、B判定、C判定と記載される。

稲沢市障害者計画・第4期稲沢市障害福祉計画

平成27年3月

発行：稲沢市 福祉保健部 福祉課

〒492-8269

愛知県稲沢市稲府町1番地

電話：0587-32-1111

ファクス：0587-32-1219